

参議院社会労働・商工委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十四年十二月九日(水曜日)午前
十一時六分開会

委員氏名

社会労働委員

加藤 武徳君
高野 一夫君
吉武 恵市君
阿具根 登君
木下 友敬君
植竹 春彦君
大谷藤之助君
鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
片岡 文重君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田藤太郎君
竹中 恒夫君
村尾 重雄君

商工委員

山本 利壽君
川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
大竹平八郎君
鮎川金次郎君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
小林 英三君

出席者は左の通り。

社会労働委員

加藤 武徳君
高野 一夫君
吉武 恵市君
阿具根 登君
木下 友敬君

委員

勝俣 稔君
鹿島 俊雄君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
片岡 文重君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田藤太郎君
村尾 重雄君

商工委員

山本 利壽君
川上 為治君

委員

栗山 良夫君
大竹平八郎君
井川 伊平君
岸田 幸雄君
小林 英三君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
田畑 金光君

国務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君
労働大臣 松野 頼三君
国務大臣 菅野和太郎君

政府委員

経済企画庁長 大来佐武郎君
合計四局長 通商産業 原田 憲君
政務次官 石炭局長 榎詰 誠明君
労働省職業 安定局長 百田 正弘君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件
○炭鉱離職者臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

〔社会労働委員長加藤武徳君委員長
長席に着く〕

○委員長(加藤武徳君) それでは、こ
れより社会労働・商工委員会連合審査
会を開会いたします。前例によりまし

て、私が連合審査会の委員長の職務
をさせていただきます。

それでは、炭鉱離職者臨時措置法案
を議題といたします。ただいま政府か
らは、労働省から松野労働大臣、百田
通産省からは、原田政務次官、榎
詰石炭局長、経済企画庁からは、大来
総合計画局長が出席をいたしてあり
ますが、菅野長官がやがて出席をいた
すことになっております。建設省から
は、千葉監察官が出席をいたしてあり
ます。

それでは、ただいまから質疑に入り
たいと思いますが、質疑の御希望の方
は、順次御発言をいただきます。

○栗山良夫君 私は、連合委員会を持
ちまして、商工委員会の立場から本法案
の審議に参加する機会を得まして、喜
んでおるのであります。と申しますの
は、石炭鉱業が、政府の増産政策に
よって、炭のコストを切り下げて、そ
うして日本の産業に貢献させようとい
う一つの大きな指導方針がかつて立て
られまして、それによって進められて
きたところが、この方策は、はたと
行き詰まりを生じたのであります。
従って、増産をいたしたとしても需要が
ない、またコストも、その計画で増産
ができないわけでありまして、下が
らない。非常に苦境にたまたま石炭鉱
業が追い込まれておりまして、そう
して多数の炭鉱労働者諸君がまたに
あふれ出るを得ない。まことに悲惨
な状況にあります。このことは、国会
でその悲惨さを云々すべき段階はもう

であります。労働省、通商産業省並びに建設省等はどういうお考えをお持ちになるのか、私の意見に御賛成をいただけるか。また、御賛成をいただけるとするならば、どういった具体的な方途をおとりいただくことができるか、この点について若干ただししてみたいと思います。実は私は、数字的な検討を加える余裕がないために、今数字をあげてお尋ねすることができないことを大へん遺憾に思います。ただ間もなく建設省に要求をいたしましたから、午後にはこれをあげることができると思いますが、それは一口で申ししますと、わが国のたぐいまる土木建設業の工事量というものは、この増加をいたしておると思えます。これは常識的に私が判断するわけでありまして、が、おそろく昭和二十五年あたりを基準年度にとりまして、その後毎年増加しておる土木建設工事の総量というものを本年度まであげて参ります。そのうち、この増加分であるところの土木建設工事の総量、これは電源開発、道路、港湾、町のビルの建設、その他いろいろのものを全部総合いたしました。たまたま土木建設の工事量というものは、ものすごく状態になると思うのであります。一方、これに見合うところの工事能力の総量というものは、一体どうなっておるか。これは最近の新しい機械の発達によりまして、人が機械力に置きかえられておりますことは、私も否定をいたしません。けれども、機械力に置きかえられたとは言いがた、なお依然として多数の人がこれに従事しておること事実であります。そうして機械力と人力とを合計

したところの工事能力というものが、どういふ歩みをたして来たか、しかもそれらに従事するところの団体の数は一体どうなっておるか、こういう点を、結論がはっきりしないわけでありまして、この点は質問の前提として私も結論をつかんでいないので、大へん不安定でありまして、いわゆる常識的な観点からの質問として御了承願っておきたいと思ひます。

そこで第一点は、率直に申しまして炭鉱事業というものは、私も現地をしばしば拝見をいたしまして、率直に印象に残っておりますが、こういう工合に表現してよろしくないかと思うのであります。要するに、土木建設業のうちで、いろいろなものがござりますが、それらの技術からいって高度の技術をもつて、地下数百メートルの下までも大きな穴をあけて、そうしてしかも地下に眠っておりますところの鉱物を掘り出すわけでありまして、これはきわめて高度の土木事業である、土木事業である、こういう解釈をしていいのではないかと考えるのであります。で、大地に穴をあけて、そうして鉱物を掘り出して地上に運搬をする、こういう運搬業と、そうして土木建設の総合されたものが炭鉱産業ではないか、こう私は考えるのであります。

土木建設業という概念と炭鉱業という概念との間には、そんな大きな隔たりは作業状態から見ますならばないのではないか、こう考えるのであります。したが、この考え方は各省としてどうお考えになるのか、これを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(松野三三) 建設業の雇用市場から申しますと、相当拡大をいたしまして、昭和三十年から三十一年、三十二年には多少減りましたけれども、三十三、三十四は非常な増勢の数字になりました。雇用者数も一応百五十万からこえる大きな、実は雇用としての大きな産業であります。これも統計のとり方でいろいろございしますが、大体百五十万以上の実は雇用指数というものが出ております。従つて、まあ建設業における労働者というものは、非常に労働市場では大事な実体である。また、今後とも日本の建設というものが増進されるという計画的に考えますと、非常な有望なところでありまして、まあ今日逆に石炭が三十万を割るという雇用指数になりました。これは雇用というものが、やはりこれは雇用の関連としては、私は建設業というのは労働省から考えますと、これは転換の可能な産業だと思ひます。過去におきましては幾らかは転換して

おりますが、ただ一番今回、特にこういう法案を出します理由は、石炭産業の労働者というものは比較的他の産業に実は転換が薄く、非常に少ない労働者の特長を持っております。従つて、今回こういうふうな特別の措置をとるといふ意味であつて、それではこの特別な措置をとればどこへいくののだというならば、やはり建設業というものは労働省としても当然考えられる一番転換の身近な産業だと私も考えておるわけでありまして、幸い市場の建設業の事情も、将来に明るい雇用指数を示しておるといふならば、これに対するものが一番たまたまの御指摘のように、私

は卑近の例としては一番いい例じゃないか、これは常識的に言えます。しかし、ほりつておいたのでは、なかなか転換してくれません。転換してくれない大きな理由は、やはり石炭地帯というものの労働者、あるいは炭鉱住宅、そういう性質を持つておられますために、なかなか転換が思わしくなかつた。従つて、今回の措置によつて御指摘のように、建設業に相当な方を私は期待するという気持ちでござい

○栗山良夫君 大體考え方の基本については、労働大臣のお考えと私の考えと違ひないようでありまして、そこでお尋ねをいたしますが、これはまあ労働者の方の御専門でありますので、よくわかつていらつしやうと思ひます。が、今日いただいた時点で今回の総土建、土木建設業に従事しておる人というものは、いわゆる百五十万人とおあげになりましたが、それがはたして正確であるかどうかということをもう一度お尋ねをいたしたい。

それからそれと同時に、石炭産業にたまたま従事しておる人のうちで、いわゆる政府なり経団連の方が、石炭産業再建のために他に転換を求めておる人数というものは一体どれだけあるか、これを伺いたい。第二点。

○国務大臣(松野三三) 一応三十三年平均の労働省の雇用統計を申し上げて御参考に供したいと思ひます。総数が千九百七十三万、この中で、建設業は百五十六万、製造業が六百八十四万、卸、金融業が三百六十万、電気、ガス、通信二百八万、このほかにはいわゆるサービス業として三百

三十万、公務員として百二十三万といふのが三十三年の一つの平均の雇用統計であります。これを見ますと、建設業百五十六万といふのが、これは大ざっぱな一つの項目別の割合ですが、建設業が五十万ですから、従つて、建設業が一割伸びるということは、これは相当な雇用が伸びると思へられます。まあ私たちが労働市場として一つの構想としては、栗山委員御指摘のところは実は私たちが非常に常識的に考えているわけですが、今までのことはちよつと政府委員から御答弁いたさせます。

○政府委員(百田正弘君) 本年の十月以来、石炭産業の離職者につきまして、労働省といたしまして、極力いわゆる広域職業紹介に努めたわけでございまして、そのうち、現在まで約八百三十六名の人が、他産業に就職しておられるわけでございます。そのうちに、今御指摘の建設業には、八百三十六のうち三百一名、これが現在就職しておられるわけでございます。

○栗山良夫君 私が御尋ねをいたしましたのは、鉱業ですか、五十一万人のうちで石炭企業の再建のために他に転換を要請せられておる人数というものは、どれくらいであるか、こういうことなんです。

○国務大臣(松野三三) 石炭以外の一般鉱業におきましては、特に最近は一人員が減少しているという傾向は見られません。やはりある程度、人員というものは上昇気分にある。ただ、石炭鉱業だけは、この二年間、三十三、三十四年に非常に急激に減少が見られた。ことに三十三年の下期から三十四年の上期については、相当な実は離職

電力が伸びないという企業であるならば別でありますが、その電力の需用量というものは、毎年々々通商産業省、企画庁の計画された数字を上回って、一回も停止したことはない、今後もそういうことであろうと思いますから、従って、どういう工合にして、合理的に電源開発に石炭を投入していくか、その具体的な綿密な方途が研究されない限りは、私は、この問題は解決しないと思う。そういう点について、通商産業大臣がどうお考えになっているるか、これを、もし機会があれば、私は別の機会にお尋ねをしたいと思っておおりました。が、たまたま石炭と関係がありますので、その入口くらいのところから、午後お尋ねするかもしれませんので、お伝えを願っておきたい。

そこで、さらに話を前に戻します。が、そうすると、三十二年ごろから石

といふものは、今日の状態においては、総計何名くらいになるか、大企業、中小企業全部合わせまして、何名くらいになりますか。

○国務大臣(松野頼三君) 栗山委員御承知のごとく、石炭離職者の数だけで、これが離職したというわけではありません。離職したものが直ちに再就職する、移動性が非常に強いものですから、ある年は、七万人離職して五万人吸収されたと言へば、二万人の減になります。逆にある場合には、五万人離職して七万人吸収されたというわけ、これは二万人の増加になるわけと、差し引きの問題が議論になるわけでありまゝ。離職者の数を、一般的に失業保険の受給者とときめて、総数をきめるわけにはいきません。三十一年、

月を見て参りますと九〇から八〇、必ずしも指数が日雇いの建設業における延べ人員というのには必ずしも常用工と同じように伸びておられない。ここにも私はもう少しこの内容を、突然の御質問でございまして、もう少し内容的に検討したいというのには、そういう指数も同じ労働調査に出ているものから、もう少し私の方もせつかくの御指摘ですから、内容的には実は調べたいというわけで実は二つの指数を読んでいますと、片一方をとれば非常に有効である、片一方は少し日雇いの方が減っている。それが常用工になったのなら非常に理屈に合う。ある程度は常用工になったと思いますが、そういう指数を両方勘案して私は申し上げているのです。今回栗山委員の御指摘の商業の方——これの離職者を商業工業の工業の方——この離職者を商業工業に使用したらどうかという御意見は私どもは大賛成であります。その意味で今回の離職者の対策の中に共同宿舎というのをいれまして、共同宿舎の貸与というのが先般御審議いただきました予算の中に入っております。これは何だということならば、相当集团的に共同宿舎によってこの離職者の勤務先を援護しようというその趣旨は、やはりこの建設業とか、ある場合には災害復旧とか、ある場合にはやはりそういうものが当然対象になるのじゃないかと、という趣旨で実はそういうものを予算に入れたわけでありまして。政府のねらっておるところも、栗山委員の御指摘のところも焦点は同じなのであります。ただ実態をどう合わせるかという点につきましては、もう少し時間を与えていただきたい、こういうことであります。

○藤田藤太郎君 閣下。私は今の労働大臣と栗山委員の発言の中で建設業に対する労働者の吸収の問題を言われたが、たしか公共事業に占める建設土木については、労働者の六〇％を吸収するということが法律の建前になっていると思うのですが、実態はどういうふうになっているのでしょうか。今の言われた数字と見合せて一つ。

○国務大臣(松野頼三君) 法律的には大体五〇％以上吸収するように労働大臣は勧告する。ただし、その事情によつては必ずしもその通りにならぬこともあるというのが法律の建前ですが、今まではやはり住宅の問題とか、距離の問題とか、家庭の事情で平均で二五、六〇％の吸収率であります。五〇％までいっておりません。ということでは、やはりこれは建設業の地域的な問題とか、あるいは労働者が必ずしもその通りにいかないということによるものかもしれないが、平均的に言いますと、二五、六〇％の吸収率だと思っております。

○藤田藤太郎君 私の把握しているところでは、一〇％もいっているかいないかという工合に私は判断しているのですが、今言われた実態の資料をぜひ出してもらいたい。

○国務大臣(松野頼三君) 政府委員から答弁いたします。

○政府委員(白田正弘君) ただいま大臣から申し上げましたように、公共事業におきましては今お話しのように、都市あるいは農村それぞれ率は違いますが、一定の吸収率をきめていっているわけですが、ところが、これが距離の関係、あるいは非常に山奥で行なわれるといったようなことのために、直接安定所から紹介すべき失業者がいなくて、

いう場合におきましては、直接雇い入れを安定所の承認を得て認めているということになっておるわけですが、実績といたしましては、本年の安定所から紹介いたしました失業者の公共事業における吸収状況は本年の四月九月の平均で月間延べ四十四万人ということになっておるわけでありまして。従つて、これは安定所が現場々々で把握した数字でございまして、多少の違いは、全体としては多少狂いがあると思っております。これが約二五％程度になつております。詳細な資料は、大体現在のところでは、安定所の把握した程度といつたしましては二五％程度、こういうことになっております。

○藤田藤太郎君 それで地域別事業別の資料をいただきたいと思います。

○政府委員(白田正弘君) まだ用意しておりませんが、それはお届けいたします。

○小林英三君 閣下。三十三年度の平均の雇用者数約二千万人、千九百七十三万人と労働大臣は言われたわけですが、非常に重要なデータですから、さらに承りたいと思つて、建設業といふものは、ダム建設とか、あるいは建物の建設とか、そういうことは建物の建設とか、そういうことは建物の建設とか、たとえば鉄道が鉄道建設をするという場合にはどうなんですか。それからサービス業で三百三十万と言いますが、一体サービス業というのはどんなものをさしているのかということですね。それから三公社五現業、これは公務員の中に入っておりますが、国鉄はどこに入っておりますか。それから製造業の中に入らばと、いろいろな製造業が製造業に入ってくるのか、鋳物だとか。それから民間の雇用者です

ね。約二千万人、これが公務員でなく、官業の工場なんかに使われている民間の雇用者と官業の雇用者の数、つまり公務員といふのでなしに、そのほかの製造業等につきましたも民間と官業の中がどうなつておるのですか。全部公務員の中に入っているのですか。

○国務大臣(松野頼三君) 百二十三万といふのはいわゆる純公務員でありまして、それにはたまたまの小林委員の御指摘の三公社五現業は運輸、通信、電気、ガス、二百八十八万の中に入っております。それから六百八十四万の製造業、これはもうタバコ、繊維、木材、窯業、鉄鋼——鉄鋼も製造業の中に入っております。機械ももちろん製造業の中に入っております。従つて、これはほとんど民間産業の大から小までほとんど入りましたのが六百八十四万の製造業であります。従つて、公務員といふのは純公務員でございまして、主としてこれはほんとうの公務員であつて、企業体はすべて通信、電気に入っております。

サービス業の三百三十万の一番大きな問題は、旅館とか飲食店とか、こういうのは数が一番大きな問題になつております。旅館業といふものは三百三十万のサービス業の中に計算されております。三百六十万の卸小売、これが一番多いのですが、それに金融、保険、これが三百六十万、これはもうほとんど中小の商業の方が一番大きくその中に入っております。

○小林英三君 学校の先生はどうですか。どこに入っておりますか。

○国務大臣(松野頼三君) 公務員の中に入っております。

○小林英三君 そうすると、私立大学はどうですか、私立の中小大学は。○国務大臣(松野頼三君) 公立は公務員です、私立大学はちょっと統計が取れなかったものが、そこに入っておりますが、一般の小学校の方は公務員に入っておりますが、私立大学もこれは大事なことですから、いずれまた御答弁いたします。

○小林英三君 こういう機会に聞いておきたいと思つた。

○国務大臣(松野頼三君) ちょっとこれに内訳がありませんから、大事なことでですから、この内訳をもう一度資料で御参考に出したいと思つた。

○栗山良夫君 そこで、大体大づかみのところはわかつて参りました。一言で申しますと、たまたま石炭企業から他に転業を求められるであろう人、今日もすでにそういう人が二万人おるわけでありまして、それをひっくり返しておそらく今話題にしております土建業にそのまゝびつたりおさまると思われれる人は全部ではないのです。そのうち若干、八〇％になりますか、七五％になるか、歩どまりがもう少しあると思つて、それくらいの人数は施策よろしきを得れば土建業に全部吸収し得る……、最も自分が長年やってきた近い仕事に再就労し得ると思つて、この点は大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣(松野頼三君) 石炭の労働者の、これは二十八万のうちで十八万がいわゆる大手筋であります。大手筋のうちの十八万のうち十二万がいわゆる坑内、六万が坑外という職業別の区分けがございまして。従つて、その全部

が坑内夫というならば、これはまた土建あるいはまたそういう労働方向がきまりましようが、坑外夫の六万人という方はこれはある程度一般産業的な仕事を今でもされておる方たちです。

従って、その内訳を全部が全部、その中の多少の相違はあるかもしれませんが、けれども、私どもは大体建設業には適当だと、その意味で五千五百人の緊急就労というものを今回この予算で御審議をいただいたわけでありまして、それがやはり緊急就労は何をするかといえ、やはり河川とか道路とかが中心になります。緊急就労には一番適しているという意味で単価を一般失対から上げまして五千五百人の方をこれに入れるわけですから、やはりそういう意味において、方向としては政府の方向も土建業に吸収し得る。全部が全部というわけには参らないかもしれませんが、そこに住宅をお貸しするとかあるいは移動資金をお貸しするとか、職業訓練をやるということにして、なるべくすべての産業に吸収をしたい。しかし、大筋はそこだといえ、やはり建設業というものが一つの目標であることは、これは間違いないと思います。緊急就労というものはやはりその意味で、建設業の緊急就労であります。特別に事務の緊急就労じゃないという性質を見れば、やはりその方向はその方向だ、こう考えております。

○栗山良夫君 私がお尋ねいたしましたのは、現実の石炭企業からながめただけでなくて、土建業からながめて、工事業がほとんどふえてくる。そうすればどうせ人は要るんだ、その人の要り方から考えて、石炭企業の中から出てくる転職者はその中へ十分吸収できる

くらしい土建業の工事量の膨張の規模である、こういうことを私は申し上げたのでありまして、この点は大体お認めいただいたのでありますので、次に移って参ります。

そういう意味でいくついたしましたものと、ただいま労働省が、通商産業省なりあるいは建設省なりとお打ち合わせになっておるかなっていないか知りませんが、その点を伺いたいと思います。一体石炭企業の離職者に対して土木、建設業への転換をさせる具体的な方策というものはどういふことをお考えになっておるか。この法案はある程度私も拝見をし、ずっと通説いたしましたから頭には入っておりますが、この法案のねらつておいでになりますところの具体的な方策というものはどういふことか。しかもそれは成功の可能性があるかどうか、こういうことをお聞きしたいと思つております。

○国務大臣(松野頼三君) 一番最初にこの法案のねらいをいたしますのは、まず石炭離職者が石炭企業内における融通でまず使つていただきたい、これが第一であります。第二番目は緊急就労において、ある程度のブル機関を置く。第三番目に職業訓練によりあるいは移動資金によつて他の産業に吸収していただく、これが問題だろうと思つております。他の産業とは何だとなれば、一番大きなものは私たちが産業別に言ふならば、これは建設業が一番大きく期待されるんだ、しかし、その方法としてはいきなり建設業に押しつけるという方法よりもやはり企業体の関連がございますから、石炭のまず系統別に、大手もありましようしあるいは中小もありましようし、系統別に自分の

関連産業にまず使つていただく。関連産業の中に一番期待するのはおそらく建設業である。こういう順序であつて、いきなりこれを建設業へもつていくといつてもなかなか建設業で雇つてくれるかどうかかわりません。従つて、雇う者の方が優先的にお互いの関連産業の中に、建設業もあります、今回の大きな鉱業は大がいに建設網を持つておりますから、そういう意味で、その方から業種別にいくならば建設業にいくであらう、いきなり建設業とこういう態度でなしに、やはり企業別のルートを通じて建設業に大きく期待する、こういう手はずをとることが今日の日本の企業別からいって、系統別からいって受当ではなかつたかといふので、他の産業の方も全部お呼びいたしましたして、そうして労働大臣から、今回の法案を提出するにあつて各産業とも進んで使つてくれという奨励をしますと、さつそく実は製鉄業の方も、それじゃ使おうといふので、百五十万年内でも採用してよろしいという話がありましたし、建設業の方もまだ確答は得ておりませんが、おのずからそういうふうな方向にいくのじゃなかつたかという期待をするのであつて、これは労働省でも、まず第一には企業者がその方向で努力してもらいたいといふことで、どうしても足らないものをこの法律で救う以外にないといふのが今回の案でありますから、いきなりこの案で直ぐ救つてしまふには少し早過ぎるのではないかと。どうしても最後の場合は私の方で救わなければならぬ。第一には企業者の努力によつて、まずからの会社の企業整備に当たるときには、まずからの会社の系

統別で吸収してくれというのが第一意義であります。

○栗山良夫君 その会社の系統別に吸収をさせる場合には、事業主の自由意思にまかせないで、ある程度国家的な規制のもとにある程度の拘束力を与えて、そうして系統別の職場に吸収をさせなければいけない、こういうことはお考えになりませんか。これは私はやろうと思へばできないことではないと思つて、野放しでなく、相手の善意に期待をする、こういうことでなくて、若干の国家の権力による拘束を加えて実施は可能である、この点もあわせて。

○国務大臣(松野頼三君) なかなか権力でこれを拘束するといふことは非常にむずかしいものですから、今回石炭鉱業についてはある程度ほかの雇用者を雇つてはいけなかつたといふのですから、石炭鉱業が新規雇用する際には石炭の離職者を雇うといふことだけは、今回の法律で実はある程度義務づけておる。しかし、ほかの産業に義務づけるまでにはなかなかないので、はなからうかといふことで、私自身各産業に対しては、勧告をしたり、お話をしたりしながら、任意的にやつていくのであつて、これを強制といふまでにはなかなかないのではなからうか。やはり採用権、雇用権といふものは今日やはり自由契約でありますから、雇われる方も自由であることもに立っているのではありませんか、いきなりどこに何人雇ふといふことはなかなかむずかしいのではないかと。ただし、石炭産業だけは新規雇用者を雇うときは石炭離職者から雇ふといふこ

とが今回の法案で義務づけられておりますけれども、ほかの産業にまで義務づけるというわけにはなかなか参らなないのでなからうか、こういう考えで、今回の法案で石炭産業だけにある程度義務づけられたわけでは。

○栗山良夫君 それは私の言葉が足らなかつたのですが、たとえば石炭鉱業は土建業と同じだといふふうに割り切つて申しましたけれども、内部をいさいに検討すればありとあらゆる業種があるわけですから、労働者の中にも、従つて、同系列の関連産業でもこれまたたくさん業種を持つておるわけですから、従つて、関連企業の方において、その業種の中に人員が不足をいたした、それを見合ふ石炭企業の中の業種の人を吸収するといふことは一向私は無理でないと思つております。そういう意味でできないことではないのではないかと、こういうことを申し上げたのです。これはデスクも現場もどちらも言えるはずである。もう最近の企業といふものは全部分業化していますから、それぞれの専門の立場にあるわけでありまして、従つて、石炭鉱業の中にも電気工はたくさんおられます。また分析屋もおられます、その他ガスの管理者もおられます、それらも業種があるわけでありまして、それらを関連産業の方に、同じ業種を一般公募するといふときには、優先的に石炭企業の同じ親戚会社のもの、離職者を雇用するようにしてほしい、こういうことについて義務づけることは私は決して憚越ではないと思つておりますが、石炭企業の中だけではなく、労働大臣、もう一つ踏み切つておやりになることが社会政策的に必要ではないでしょうか。

に、雇使用者の方にも、離職者の方にも

う意味で、この辺はある程度行政的に

以上は、今度は労務者に、あなたここに

数が足りないかもしれない。それも今日の実情から不可能であります。従つ

て、労務者の方の自由意思を個々に尊重する意味において、炭鉱離職者の方

もぎりぎりになでこれを規定すると、
かえつて差があるのじゃないかといふ

ことでの第三条の規定でやつておるわけです。私は第一に、炭鉱離職者を

雇うことは、この法律が通りますれば
間違いないにやると思います。しか

し、行きたくないという方があつた場合のこととも考えなければなりませんの

で、これは強制できません。その二つの意味を考えていただくと、この第三

柔くらいが今日の実情に合うのじやないか、こういふ考えであります。

○阿具根登君 炭鋤離職者が炭鋤に再度勤めるのをいやだという場合は、こ

これは問題にならないはずなんです。これは炭鉱の離職者対策——炭鉱離職者

が何とかして仕事につきたいという人に対する対策であります。しかもこれ

の精神というものは炭鋸が長い間労働者として雇用しておいたものを、こゝ

いう経済状態の変化によって締め出さねばならなかった、その責任はこれに

よつてカバーしなければならぬ、責任があるのだということがこれにうな

われておると思うんですよ。そうする
なら、これは炭鉱業者の責任の問題で

ある。だから、この第六条をただ見る場合には、ある人は炭鉱では全部炭鉱

の離職者を雇わなければできないのだらう、こういうふうに感じるでしようし、ある人では公共職業安定所に行つて、今度はその場合に炭鉱離職者を世話してくれ、世話するといふのじゃなくて、どういふ仕事のできる人をくれ、どういふ人を世話してもらいたい、こゝろなつてくると思ふんですよ。そうした場合に同じ炭鉱の離職者であつても、会社が言ふような求人がおらないう、こういうことに非常に私は不安を感じてゐるわけなんです。そこで大臣、炭鉱離職者といふ範囲はどういふように考へておるか。数の範囲じゃない。質の範囲ですよ。炭鉱でも職員もおれば社員もおります。指導監督の任にある者もおります。そういう範囲をどのくらいに考へておるか。ただ漫然と炭鉱離職者を全員雇へといつても、炭鉱は成り立つものじゃございせん。だからといつて、こういう規定を設けておくらば、ただいま私が言つたように、自分の好きな人間だけを雇うような結果になつてくる。離職者対策にならない、私はこゝろ思ふんです。

○国務大臣(松野頼三君) 炭鉱の今の労働者の中で、先ほど十二万と六万といふのは大手であります。これが大体十八万。そのほかに中小が約十萬、そのうち坑内夫の数が約七萬、坑外夫の数が約二萬七、八千人。坑外夫と坑内夫の数が世界から見ると、坑外夫の方が日本は少し高めであります。諸外国は一〇〇と四〇くらいですが、日本は一〇〇と五〇で、一〇〇が坑内夫で五〇が坑外夫です。一〇〇と四〇といふのが一つの標準かもしれないが、どつちかという高めの方です。さしあたり企業合理化とかいふ

るな問題は坑外夫が多いといふことは日本の一つの特長性じゃないか。その坑外夫といふものが今度の離職者の中に相当出てくるといふことを想定しなければならぬ。坑内夫はもちろんで参ります。そうなつてくると、炭鉱を経営される場合はいろいろこゝろがほしい、ああいう者がほしい、その人がびしと当てはまれば別ですが、坑外、坑内は場所によつてその違ふものではあります。私はそういう特殊のものは何人かであつて、大部分の人が炭鉱離職者の技能が次の炭鉱に行つて当てはまるといふその論議は何かといふと、今までの石炭産業内における移動は大へん多いんです。先ほど統計で示しましたように五万人くらい移動しております。五万人離職して五万人が同じ石炭の仕事に行つていく。移動性が多いといつても大体労働といふものはそんなに差がない、そんなに炭鉱の山々によつて違ふものではない。特殊な人が違ふのだ。炭鉱労働者の移動性があるといふことはこの山も共通なんだといふことは過去の統計が示しておるじゃないか。従つて、石炭労働者は石炭産業に吸収しなければならぬ、特殊の人が家庭的に地域的にどういふような議論もあるが、しかし、年令的に違ひが出てくるだけであつて、おそらく石炭の離職者は石炭に吸収できる。できない方は特別の深い堅掘りとかあるいは特別のところで、私はそれはおそらく労働力がむずかしいから離職者が出る、中小の山といふものは非常に労働が過重であります。そうして能率が上がらないから先に中小に離職者が出たり、だんだんいい山ほど実は経済的にコストが合

のでいつまでも整理がされずに安全だといふ逆な現象も出てきております。やはり現在離職された方はどつちかといふと労働的に非常に苦勞された方です。従つて、次の山に行くときには十分間に合ひ。統計的な調査をしまして私はこゝろ申し上げておるわけです。そんなに特殊の方は別ですが、大体石炭の労働者は石炭の鉱業に吸収できる方はほとんど全部——全部とはいひませんが、中には特殊な技能者もおります。そういうことを勘案するならば、石炭の離職者はまず石炭産業に吸収してくれといふのはさう不当なものではなからうといふところから、私は過去の統計から調査いたしまして実は申し上げておるわけです。阿具根さんは一番専門家で、私以上に実情を御存じではずれておらない。阿具根さんの専門的な知識からいふならば私の答弁は十分かもしれないが、私はさういふ意味で離職者のことは調査して間違いないのじゃなからうかと思ひます。これがこの法案の趣旨であります。

○阿具根登君 関連ですからやめますが、総理大臣がそれだけお考えになつておるとするならば、炭鉱離職者は雇ひ入れるようにしなければならぬといふ非常に解釈が両方にできるやうなものでなく、たとえば炭鉱をやめた人は登録してくる、職安にちゃんと登録してくる、その登録の中から雇ひなればできない、こゝろすれば、今大臣の言われたやうがびつとこれに当てはまるわけです。だから私は心配して今の質問をしたのですが、大臣が言われたやうに、非常に中小炭鉱は移動が激しい、しかもその人たちはこの炭鉱に行つても仕事ができるのだ、これが大部分であるといふことになるならば、こゝろいふ漫然とどちらにも解釈できるやうなことでなく、この人は炭鉱の離職者であるといふ登録をして、さうしてその登録をしておる中から採用しなければならぬ、こゝろするのが私は正しいと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(松野頼三君) 御趣旨のよりにこの法律が通りますと登録いたします。全部調査しまして、それで一定の条件がありまして、過去において一定期間炭鉱に勤務した方、年限は三十年の整理から以後の方、しかも現在炭鉱地帯に居住しておる方、この三つの基本条件を備へまして登録いたします。他の職業についておる方は登録いたしません。さういふ三つの条件で求職を希望される方といふのは今度全部登録いたします。この法律が通りますと行政的に炭鉱離職者は正確に把握する。その方は優先的に就職するといふ意味で、さういふ三つの条件を備へて、なおかつ、就職希望の方を全部登録いたしましてその方を優先的にやるわけがあります。この法律にはございせんが、さういふことはこの法律が通りますと直ちにやるわけでございます。

○栗山良夫君 私はたゞいま話題になりました第六条によつて失業者を同じ石炭産業に横すべし吸収をするといふ案、また、同系列の会社には義務づけて行なわなければならないと考えますが、まあ大臣はこゝろではやれない、誠意を持ってやりたいとおっしゃる。しかし、さういふことをしましては、何へんも申しますやうに、石炭

政策の基本がまだ未確定でありますから断言はできませんけれども、今日のエネルギー源の状況からいへば、それは石炭企業を私は大乗的に安定させていくことはできない、石炭企業の労働者を安定させていくことはできない、こゝろいふ観点に立ちますので、そこで先ほどから御質問申し上げてゐるわけでありませう。

大へん長時間になりましたから、最後に結論的にお尋ねをいたしますが、私は、日本の労働者はやはり労働力を持つておつて、しかも精神的に安心感といふことが必要なんです。その場合に、日本の労働者はどういふ立場にあるかと申しますと、欧米各国のやうに要するに、労働を売る、会社側が労働を買ひ、こゝろいふやうな単純な労働契約で随時に職場を転々と移行するといふやうな、さういふ性格までまだ行つていない。やはり一つの企業イズムといふものがありまして、会社の役員が自分の企業に対して非常に魅力を感じ、哀愁を感じると同じやうに、そこに一たび職を奉じた職員、労働者の諸君もまた同じやうに哀愁を感じておる。そこでさういふ長年の習慣、習性を持つておる労働者について、企業がうまいかまいからといふので、若干の人員を失業させて、さうしてばらばらにして、他の職場に配置するといひましても、労働力はありましようけれども、安心感といふか、安定感、これが非常に欠けておる。これではうまいので、私が考へるのは、たとえば、たゞいまの石炭企業の中にもいろいろな会社がある、大中小さまざまあるわけでありまして、さういふところを抱

ている多数のまとまつた労働者諸君を
職場に置けない、産業の状態で、置け
ないという事象になったときには、
それをみずから、今二つの私が申し
上げました条件を満たしつつ配置転換
する方法としては、それらの会社がた
だいま需要の非常に多いところの土建
部門というものを新しく設けて、そこ
にやはり組織体をこさえて、そして公
共土木、民間土木に進出をしていく、
そういう道を聞くことが一番いいので
はないかというのを考えるわけであ
す。で、一部には何か建設隊を作ると
いうような話があるようでありませ
うが、それと私の考えとは違ふのであ
ります。やはり日本の持つてゐる企業
の長い歴史というものを十分に念頭に
入れて、労働者に労働力として安定感
というものを与えつつ、しかも国の仕
事に協力してもらふという意味におい
ては、何としてもそういうことが必要
ではないか。たとえば一つの例を申し
上げますならば、ただいま問題になつ
ておる三池の鉱業所にいたしまして
も、あれだけの整理をするということ
であるならば、あそこにはたゞさんの
業種の人があるのでありましょが、
そういう人を包含して、やはり三井の
一つの土建会社というものを建設を
し、そしてこの土建会社をして労働
者を一応安心させて、そして全国に今
ふえていく工事業をこなしていく、そ
ういふ組織体を作ることが必要ではな
いか。私はそう考へる。これはどたく
さんな工事業、土建業の工事業がふえ
ているのに、既存の銘柄の通つておる
業者だけがこれを独占してしなければ
ならぬという規則は何もない。完全な
自由企業でありますから、従つて、工

事量がふえただけではそういう業者がふ
えていつてもよろしい、私はそう思ひ
ます。そのときには国としてやはり腹
をきめることは、最近の土木工事は機
械化が進んでおるが、しかし、
今日の大手の土建会社があれば機械
化が進んでおる土建業というものは、大
てい注文主が、アメリカなりヨーロッ
プから優秀な土木機械を入れて、最初
は貸与です、工作機械を貸して、そう
して運搬の仕方までも教わつて、要す
るに労働賃と設計料と、それから技術
の請負のような格好になつてゐるわけ
です。それが現実の姿ですから、そう
いうことであるならば、新しく建設部
門の拡張を石炭部門がしていこうとし
まして決して不可能ではない。私は
これはできると思ふのです。国がそう
いう腹をきめさせれば非常にさうい
うことをやるのが一番好きさうい
うか。で、労働者を全国のいろいろな職
場に移動する場合におきまして、そ
ういふ一つの企業イデオロギの上に立つた
組織体ができて、そして労働者をこ
ちらの土建の現場に配置するといふこ
とであれば、家族も安心するし、本人
も安心する。どうしてもさういふ道を
開くことが必要ではないか。私はこの
法律に一番欠けてゐるところはそこ
ではないかといふことを、通説をいたし
まして一番最初に考えたわけでありま
す。この点は私も別に専門的に掘り下
げて具体案を持つてゐるわけでありま
せんから、ある意味では思ひつきかも
しれませんけれども、何としてもこれ
をやらなければならぬ、さういふ気
持にたゞいまからゐるわけであり
ます。労働大臣はさういふことにつ
いてどういふ工合にお考えになるか。も

ちろんこれは通産大臣も……一責任
のあるのは建設大臣でありますから、
建設大臣の御所信も何かなければなら
ぬ。建設業というものは登録業でありま
すから、従つて、建設大臣がどうい
う考えをお持ちになつてゐるかとい
うことがこれを決するわけでありま
す。さういふ意味で建設大臣にお尋
ねをいたしたいと思ひますが、当面こ
の法案を御提案になりました責任者で
あられる労働大臣の所見、これを伺つ
ておきたい。

つけ加えて、ただいま参りましたの
で、教員は国・公・私立はサービス業
の中に、先ほどの分類の中に入れてお
ります。公務員は国及び地方の非現業
の公務員だけを百二十三万と申し上げ
まして、それは先ほどの教員を国の
サービス業の数の中に入れておきます
ので、小林委員おられませんか。あ
わせてこれをつけ加えておきます。

○栗山良夫君　ただいまの私の意見に
ついて、労働大臣は当面の危機を打開
する方法としてこの法案を提出したの
で、将来の問題については十分に考
え、善処したいというお話であります
から、私はぜひさういふ工合に進めて
いただきたいと思います。

建設大臣がおいでになりましたなら
ば、もう一度所信をたゞしたいと思ひ
ますが、問題は、たとえば独占企業と
いうものは自分がやろうと思へば何と
してもやるのです。たとえば四国の新
居浜に行けば、あそこそのそももの発
展は別子銅業所でありましたが、ただ
は別子銅業所の方で隅つこになつてし
まつて、あそここの系列の大会社が全
港を埋めてゐる。従業員の数から
いつても、別子銅業所と他の住友系の
諸会社と全然問題になりません。おそ
らく大牟田の三井でもさうでしょう。
三井の石炭というものが始まりで、そ
れからあと三井にはさまざまな大会社
が煙を吐いておるわけでありませう。
これと同じ筆法で、あるいはそれよりも
もっと近い方法で、最も似た業態、最
も近い業態である土建業というものが
進出して、そして中小の都市の石
炭炭鉱労働者もいるでしょう。さうい
ふものを石炭屋は石炭屋という一つの
系列の中から組織体を作つて、さうし

て土建建設業へいどんでいくというこ
とであれば勇ましいだけでなくて、内
容的にも労働者は非常に私は精神的に
安心感を持つのでありまして、さうい
う方法をやはり何としても急速に立て
ればならぬであらうと思ひます。その他
いろいろなるべきことがありましょ
うけれども、とにかくさういふ道を開
いていくということが必要ではないかと
思ひますので、これは慎重に一つ考慮
して、そして具体化をはかつていた
だくことを要望しておきます。

○阿具根登君　私ののは関連質問だから
もうやめたいと思つていたのですけれ
ども、今大臣は非常に重大な発言をさ
れた。いやしくもさういふ委員会
しかも毎日のように新聞やテレビで三
池の問題が騒がれておる、その騒がれ
ておるその中に、私もから言わせる
ならば、ほとんど会社が考へておる今
度の離職勧告したものは社会党員が
大部分である。私も政治的な弾圧
を企図しておるのではないかと、さう
考へております。しかし、労使の紛争
の中に国会が入るというところは避け
ねばならない、さういふことで質問も避
けておるわけですね。ところが、今大臣
の話の中には、三井鉱山で港務所を分
離する考へがあると、さういふことを
言われたとするならば、今の闘争に火
をつけるようなものだ、さういふこと
が全然組合員にも知らされておらない、
全然知らない、それを国会で責任のあ
る大臣が三井鉱山は港務所を分離しよ
うとしておるのだといふことをここ
で、この公式の場所で言われたならば
大へな問題だと私は思ふ。現実にあ
るならばはつきり説明してもらいま

るならばはつきり説明してもらいま
す。

九

しょう。非常に重要な闘争をやっておるのに、国会はなるべく介入しないようにということで自身を避けておるのに、大臣からこういうことを言われるということになれば問題は非常に大きくなると思うが、この点どうですか。

○国務大臣(松野三三) 後ほど阿具根委員が速記録をお調べいただけたらなお正確であります。私は三井とも住友ともあるいは会社を一言も言ったことはありません。ただいま港務と言ったのは港を保持しておる運送業の意味の港務という話をしたかもしれません。その鉄業所とも言っておりました。三井のことも言っておりました。私は三井の紛争のことを委員会でも一言も発言しないように注意しております。ただいまの港務というのは港の運送という意味を念頭に置いて話をしたわけでありまして。だから三井とも言っておりました。三井とも言っておりました。それはどうぞ後ほど私の言葉が、私も自分の言葉ですからもしあれでしたら速記録を取り調べて私も訂正いたしますが、私の先ほど言いましたのは、三井とも三井ともこの会社とも一切言っておきません。港務という言葉を言ったのは、港の運送という感じで港務ということ念頭に置いて言ったのでありまして、鉄業所というところは一切言っておきません。会社の名前も言っておきません。運送とか建設とか港というところを念頭に置いてそういう意味で港務ということをやったことはあるかもしれません。が、それは一つ大きな誤解ですから、私もそれを取り調べますし、あとで阿具根委員も速記録をお取り調べの上、もし言ったならば私も今の言葉は間違

い、私は万々言っておらないつもりであります。会社の名前は非常に用心して一切言わないようにしておりますので、さより御了承願いたいと思ひます。

○阿具根委員 時間を長く食うのがまずいので私から申し上げます。今までの栗山委員の質問は炭鉄離職者法案について炭鉄の問題で質問されて、三井建設の問題が出ておったわけですね。それに対するあなたの答弁で、港務を分離する、港を分離するという話を言われたが、日本の炭鉄で港務所を持つてゐるのはどこがございませうか、あなたは三井とも言わない、三井とも言わないとおっしゃいますけれども、どこに港務所を持つてゐる炭鉄がございませうか、三井だけですか。そうならば、三井と言わないとしても、今の質問から見ても、これは三井をさしておることは事実です。そのほか炭鉄で港務所を持つておるところはございませう。そうすると三井といふことがはつきりわかるじやありませんか。この闘争のまつた中に三井は港務所を分離しようとしておる、このようにしかとれないわけですね。こういう不穏なことをここで、公式の場所で言われるというならば、その根拠を私は問いたさなければならぬ。事実だとするならば、これは非常に大きな問題が出てくる。そういうふうにあなたはお考へになつて言われたかもしれませんけれども、おそれくこれが速記録に載らば、どこをさしてゐるかといふことは、炭鉄を知つてゐる者は全部わかるはずですね。だから、あなたは三井とも言ひません、三井とも言ひませんと

言ひますけれども、それは詭弁です。あなたの発言からいふならば、それをさしてゐる以外にさすところはあります。私はさう思ひます。

○国務大臣(松野三三) 栗山委員の御質問も、一つの大企業といふことで、三井といふ言葉を対象にして私言つてゐるようなことは毛頭ございませぬ。栗山委員の頭の中にも、三井を対象にして話をしているといふことはございませぬ。従つて私は、港務といふ言葉がどういふ意味か知りませんが、港にあるいは運送、建設といふ中において話をしたのでありまして、三井に港務所があるかどうかは知りませぬ。ほかの会社にもあるかどうか知りませぬ。そういう固定な考えで申したことは断じてございませぬ。質疑の内容を御聞きになればわかります通り、会社の名前を一言半句も言ひません。栗山委員も会社を対象にしての御質問ではありませぬ。港務所がどの会社にあるのか、三井にあるかどうか知りませぬ。かりに言うならば、運送、建設といふものが一つの対象として、新しい意味において建設業を興す、あるいは運送業を興すのだという新しい産業の場面に於いて話をしているのではありません。企業整備の話の念頭に置いて、その中には一つも出ていない。新しい産業をどうお興しになるだらうかといふ中で話をしているもので、それはどうぞ阿具根委員も速記録をお調べ願ひたいと思ひます。

○阿具根委員 それでは委員長にお願ひしますが、今労働大臣が言われた趣旨と反しておるものがあつたならば、全部削除していただく。私は自分の耳が曲つてゐると思ひませんが、港務所を分離するといふ話を聞いております。それはつきり大臣は言われたと思ひます。ところがあそこからの答弁では、それがない、とするならば違つた答弁をされておるから、全部削除してもらひたい。このように委員長にお取り計らいをお願いしたいと思います。

○高野一夫 議事進行について。ただいま労働大臣のお話もありましたから、双方ともに速記録を十分お調べになつた上で、午後適當な措置を委員長、理事において取り計らうことが出来るようにして、この辺で午前の委員会を休憩にしてはいかかと思ひますので、お諮り願ひしたいと思います。

○委員長(加藤武徳) それでは、ただいまの阿具根委員の御発言の点よく承知をいたしまして、速記録を調査の上処置をしたい、かように考えております。

午後一時五十分閉会

○委員長(加藤武徳) それでは午前中に引き続き再開いたします。

○栗山良夫 午前中労働大臣が御出席になりましたときに、通産省の政府委員並びに建設省……。

○委員長(加藤武徳) 大沢政務次官が固もなく参ります。

○栗山良夫 政府委員等の御出席を得まして、炭鉄離職者に関する法案を二、三点お尋ねしたのでありますが、その中で、特に政策的なもので、通産大臣に

あらためてお尋ねしておきたいことが二、三点ございませう。この点については、もつとこまかく申し上げなくては、先ほど政府委員の方でお聞き願つておきましたから、私がお尋ねをする要点については、大臣にそれぞれ御連絡をいただいたことと思ひますので、ごく簡単にお尋ねいたします。

一つは、しばしば今までに商工委員会あるいは社会労働委員会の問題になりましたように、石炭の今日のこういう危機といふものは、政府の政策よろしきを得なかつたんではないかといふところに問題がはられておるのであります。それは八千万トン・ベースまで増産をする。増産をすることによって縦坑開採を中心にしてコストを引き下げていく。これで日本の石炭企業は十分外炭とも対抗し、重油とも対抗する、こういう一つの構想のもとに進められたのであります。これは政府の立案が間違つたのか、あるいは経済情勢がその後激変したのか、それぞれ見方が違つたわけでありませう。社会党としては、政府の施策がきわめてずさんであつた、こういうことに一応なつておるわけでありませう。にもかくにも計画通りいかなかつたことだけは事実であります。そこで、この際石炭企業といふものをどの程度で安定をさせて、そしてどの程度で日本のエネルギー源の重要な責任を負担させるかといふところが問題があると思ひます。私は、少なくとも、もうすてにある人は斜陽産業だといひ、人員を整理しなければならぬといひますが、少なくとも今日まで国家的な相当な庇護を受けて、終戦後回復してきた企業でありませうから、今日の出炭ベース、これくらいは

もちろん保証、その保証の上で安定経営ができるようにすべきであると考え。ところが、肝心のエネルギー源から見た政府の石炭政策というものはまだコンクリートになっておりません。そういうところに国民としては割り切れないものがありますから、これを通産大臣がどういう工合に始末しようとしておられるのか、この点が伺いたい第一点であります。

そこで、この問題が基本点になりまして、それから石炭の問題はどうする、労働者の問題はどうか、そういう具体化の問題が出てくると思いますので、そういう点をお含みの上で御答弁をいただきたいと思っております。

○國務大臣(池田勇人君) 石炭鉄業の現在の不況の原因にはいろいろございしますが、政府といたしまして、見通しにつきまして誤りのあったことも事実でございます。また、他方、石炭鉄業者自体並びにその関係業者の努力の足りないところもあったと思っております。

また、三点には世界的経済の変化と申しますか、重油あるいは原油に対する船賃の非常な引き下がりによりまして二、三年前対抗し得ると考えておつたのが、対抗し得ない。この三つの点からきておると思っております。従いまして、その中心をなします石炭鉄業がいかにあるべきかということにつきまして検討を加え、政府がこれにどういう措置をとるかということを考えておるのでございます。いろいろの御意見もありましたので、法律で設けられました石炭審議会のうちに新たに石炭の基本問題研究部会を設けまして、いろいろ業界の現状、それをどう

したらいいか、これは石炭鉄業ばかりでなしに運送その他消費者の面等につきましても検討並びにこれに対しての政府の施策等につきましても諮問をいたしまして御検討願っておるはずでございます。今月の十五日ごろには結論が出るかと聞いておりますが、その石炭基本部会においての御研究と相待ちまして通産省といたしましては検討を重ね、そうして、政府としてとるべき施策はどうしても来年度の予算に盛り込む必要がございますので、ただいま検討を急いでおる次第でございます。

○栗山良夫君 先ほど労働大臣を中心にして将来の問題をずっと議論しているか、お尋ねをいたそうと思いましたが、これも、一番根本になつておるたいてい御答弁を願つた点がまだございまして、ないものから、こうきちんとした話し合いというものはできないわけですね。この点は事情は通産大臣におわかりだと思つたので、緊急にその基本点を確定をされたいということをや強く要請しておきます。

それと同時に、第二の問題は、ただいまの出炭ベース、これが維持できるかできないかということが一つ、石炭企業は安定経営という前提条件のもとに維持できるかできないかということが一つの問題なのであります。そこで、いろいろな情勢を考えてみますといふと、かりに重油と石炭とが価格的に同じになつても、片方は流動体でありますから、便益は多い、どうしても自由に放任しておけば重油の方に流れていくということになります。そういう一般経済界のエネルギー源に対する扱い方の問題もひとりに出て参ります。

それから、もう一つは積極的に石炭の消費を今減らしているのは鉄道がであります。大量消費者であります。電化を、あるいはディーゼル機関車に置きかえを大へん急いでおります。これがだんだんだんだんと鉄道合理化で徹底していけば、鉄道に使う石炭というものはゼロにだんだん接近してきます。

そこで、これらの諸条件を考えた場合に、ただ一つ明らに見通しとして電力の需用というものは計画量を毎年上回つて伸びている。ですから水力、火力の開発が計画を常に修正しながら進んでおることは主眼相であるあなたが一番よく御存じであります。従つて、その中でも日本の水力資源というものは、もう先が見えて参りましたから、当然将来増大をしていく電力需用に伴うところの電力生産というものは、熱エネルギーにたよらなければならなりません。そこで私としては、いろいろ方法はありましようけれども、とにかく石炭企業という、この社会問題化したこの危機を乗り切つて、そうして、なおかつ国家的な貴重な地下資源を安定して経済界に貢献させていくという一つの道は、一にかかつて、電力界が率先して石炭を電源開発に使つていく、こゝろ一つの方針がきめられなければならないのではないかと、こう思つておられます。で、この水力と問題につきましても、私、ただいまいろいろ資料も作つていただいておりますから、商工委員会において、あらためて詳しくお尋ねをいたしたいと思つたので、きょうはいたしませんけれども、そういう考え方で電力開発に石炭をどんどんつけていく。そうし

て出炭ベースを維持し、石炭経営を安定化していく、こゝろ一つの方針といたすものが考えられないかどうか、この点が問題であります。で、火力発電をする場合に、現在の九電力でやるのか、あるいは電源開発にやらせるのか、あるいはもっと別なものを考えるのか、そういう方法論は別でありまゝ。別であります。少なくとも、とにかく國家の一つの政策として、社会問題を解決する方法として、石炭を主とした火力発電というものに國が本腰を入れていくかどうか、こゝろ一つがやはりこの問題を解決していく一つの重要な問題であります。この点を伺つておきたいと思つた。

○國務大臣(池田勇人君) ただいま生産された石炭の最大の需要者は電力でございます。まして、全体の二割一、三分程度、しこりして、以前は水主火従といつておりましたが、最近はやはり火主水従というふうな状態になりました。今後火力発電の伸びていくということは当然と思つた。従つて、火力発電の場合に、どちらが採算がいいかと申しますと、ただいまのところでは、やはり遺憾ながら油の方が非常にいいやうであります。しかし、所によりまゝと、すなわち、産炭地におきまして、これは逆でございます。しこりして、現在電力の需用はどが一番伸びるか申しますと、産炭地以外の東京、名古屋、大阪方面、しかもこれからほとんど大規模の火力発電というところになつていく。そして石炭の面から考えますと、そういう大規模のところは石炭をたくさん使つていくことが望ましいのでございしますが、採算的に申しますと、非常に電力料

に影響するほどの赤字になつてゐる。しかも今ボーラー規制法によりまして、重油専焼を許しませんで、さしむき使われない石炭ボーラーを置かなければならない。こゝろ一つ不経済的なことを考えますと、産炭地でない、しかも非常に高くつくところに、今後の火力発電を、やはり混焼ということはいくか、あるいはそういうところは重油専焼をやむを得ないが、電力界全体としては石炭鉄業を考へて、全国的に相当程度やはり毎年ふやして、こゝろ一つ考え方になつておらうと、両者が立ちいくような方法を考えるべきではないか。同時に、産炭地におきましては低品位炭等を使つて、そうしてこれを消費地の、たとえば京阪神地区の方に持つていく場合に、輸送の運賃を考へるのと、そうして送電線を考へるのと、どういふふうな差が出ていくか。送電線を使つた方が石炭自体を運搬するよりも非常に安くいくという場合の研究等もいたさなければならぬと思つた。また、最近では、石炭鉄業の方々も非常に真剣になつて、石炭業者自体が、相当の施設を持つて、完全ガス化といふことの研究を始めようといふふうになつておられますが、いざいざにいたしても、御質問の電気関係と石炭関係につきましても、私としては、毎年計画的に相当石炭を使うやうに電力界自体で考へていくことを強く要請しようと思つておるのであります。

○栗山良夫君 この問題は、そういう方針がきまれば、あと解決する方法論というものは、いろいろその方法があると思つておられます。ただ問題は、やはり公益事業でありますから、

電力料金というものの引き上げということが非常に困難であります。従って、需要者側からいえば、安い電気を求めるわけでありまして、石炭の値段が高いときには、やはり自由経済下においてはいろいろ問題が起きます。そこで、社会政策的に、石炭で発生したところの電力と、それから水力、重油が発生したところの電力、そういうものが出てくるわけでありまして、その間の調整を国がどういう工合にして、そうして需要家に満足するような供給をするかということにかかると思っています。そういう方法論の問題については、先ほども話した通りに、商工委員会で私はあなたにお尋ねをしたいと思います。電力の根本の考え方としては、電力のための出炭ベースを維持し、できるならばこれを増していく方法を――将来は予想以上にふえていくところの電力エネルギーの消費が原子力にまで待たなければならぬほどの見通しを持っている電力に相当荷物をかぶせる、こういう方針でなければならぬということについては、原則的に認めただけでかどうかということなんでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) 全く同感でございます。

○栗山良夫君 それから第三点は、炭鉱離職者の直接の問題であります。先ほども労働大臣に伺いますと、五十万一千人の従業員のうちで、出入りがありますが、すでに今日二万一千人が離職している。それから業界のいろいろな声によると、あるいは七万人といひ、あるいは八万人といひ、石炭危機というこのために転職

を要請されなければならぬ人員が出てくる、こういうことであります。そこで、それを解決する一番いい方法はどうかということもいろいろいろいろお尋ねをいたしましたが、この法案には、どうもそういう精神が入っておりませんから、お尋ねをいたしますと、これは現在出ている当面の者の解決策で、恒久策ではないんだ、こうおっしゃいましたから、私はまあ一応理解をして引き下がつたのであります。しかし、恒久策を考えたければなりませんが、その恒久策としては、たゞいま一番石炭企業によく似ている日本の業種は土木建設業である。石炭鉱業というのは、穴を掘って、そうして地下の鉱物を運び出す。こういう掘きと運搬の仕事で、もちろん他の仕事の面も持っておりますが、簡単にいえばそういうことである。一番かわりやすいのは土木建設業である。ところが、土木建設業の工事量の増加状態を見ますと、もう昭和三十年からものすごくふえております。将来も、道路、水害対策あるいは港湾、鉄道、電源開発、その他あらゆる面を見ますと、国土開発を中心とした土木建設業の工事量というものは、さらに格段の増加をしていくのであります。ですから、炭鉱の離職者の中で、土木建設業に向く人が、全離職者の中の何パーセントに当たるかはわかりませんが、とにかく相当な部分が、そんなに無理をしなくても、建設業に回せるのではないかと。こういうお尋ねに対して、労働大臣は同意を表明されたのであります。そこで、やり方でありまして、離職した人を個々ばらばらにあらわすに分散をするということは、日本の

労働者は好まない。アメリカなりヨーロッパの労働者と違ひまして、日本の労働者は、外国のように自分の持つておる労働力を労働契約によつてその瞬間々々売った買ったでやつておるのじゃないのであります。やはり一つの企業イズムの中にありまして、役員の諸君がその企業に対して非常な愛着を持っておると同じように、そこに職を奉じた労働者諸君もまた同じ考えである。従ひまして、そういうことがないといふと、労働者の精神的な安心感というものはなくなってくる。そうしてうまく働けないということになりますから、それを一番よく解決する方法は、土木量が非常にふえるわけでありまして、土木量が非常にふえるわけでありまして、古河なり、住友なり、日本の大企業は、かつて地下資源開発を母体にしていろいろな化学産業まで伸びてきたのであります。そういう例にならうて、やはり土木建設業という新しい一つの仕事を興して、そうしてそこへ母体であるところのマイニングの方で仕事をやる人が余るといふことであります。まずから、それを配置転換をしていく、みずからの力で配置転換をしていく、そういう組織を作っていく、こういうことが一番時宜に適した方法ではないかといふことを私は考えておる。ところが、どうもそういうことはこの法案にはないわけでありまして、まあ議論でそういうことを御議論なさったといふことも私は聞いております。そこでこれはあとで建設大臣がおいでになると、今度建設大臣の御意見を伺いますが、少なくとも当面関係のある三大臣が同意を表明せられたときには、一つ十分に具体化をする用

意を持って研究をしていただきたいといふことが私の希望になるわけでありまして、これについての御所見はいかがなものでありましょか。

○国務大臣(池田勇人君) 今後出ることを予想されます炭鉱の離職者におきましては、これはどうしても離職する方々の行く先をわれわれでいろいろ考えなければならぬと思ひます。今でもある会社は関係会社の方へほとんど吸収したと、これはいんしん産業を持つておるところの一つの産業団体ではございますが、しかし、これは今後また起こることあるべきものをまたそういうような方法でいけるかどうか、なかなか疑問でございます。従ひまして、できるだけ関係の、まあ中小企業は別でございますが、大手の山は皆ありますから、自分のところで吸収する。そうしてもしそれが余るような場合には、また余りましようが、それを今栗山さんのお話のように、三井関係の者なら三井建設がございまして、それへ入れるとか、あるいはないとか、それはそれをこしらえてやたらどうかというぐらゐのことを労働大臣あるいは建設大臣と相談いたしましてやっていきたいと考えておるのであります。

○栗山良夫君 これはやはり同業種は同業種でありますから、中小炭鉱の離職者もやはり三井なり、三菱なり、古河なり、住友なり、そういうところに土建部門という一つの組織を作つて、そうして既往の土建業者と協調しながら、膨大な国家資金を使つていく公共土木、その他民間土木について参加をしていくということになれば、石炭屋は石炭屋同士のグループとして訓練もできますので、非常に心の安定

も得てりつぱな土建組織もできると思ひます。そういう意味でただいま御意見を表明しましたから、ぜひ一つ具体化するに、この法案とは別でありまして、将来の問題として内閣で取り上げて善処を賜るようお願いをいたしておきます。

○吉武恵市君 私も池田通産大臣に石炭の根本の考え方についてお尋ねをしたいと思ひます。

実は本委員会におきましては、目下石炭離職者の法案を審議しておりますし、さきに政府といたしまして、予算において約七億近い予算を立てられ、これに民間の拠出金を合わせますと約十億に近いと思ひます。なお、政府の予備金でも相当の金を出されておるのであります。それは非常にけつこうだと思ひますが、いわばこれは炭鉱から離職している失業者の救済の処置でありまして、消極的な処置にすぎないのであります。今後いろいろまた合理化も行なわれましようし、引き続き石炭の失業者というものも出てくると思ひますが、この基本の石炭業というものがどういふふうになつていくのかという点に少なからず不安を持つておるのであります。政府はすでに他の委員会、あるいは本会議等でも、この基本の問題につきましては議論されておることでありまして、また、先般の本会議でも総理並びに池田通産大臣からも大体の御答弁は私ども聞いておるのであります。重ねてこれらにつきましてももう少し具体的な方向が知ることができれば、かように存じて実は御質問申し上げるわけでありまして、重ねて申し上げたいのは、石炭は日本の国内資源でありまして、世

界的な今日油のいわゆる進出によって石炭というものがいわゆる産業革命と言われて、斜陽産業に追い込まれているという事は、これは日本ばかりではないと思います。よその国でも同様のことです。しかし、石炭産業は何をおいても日本では国内産業として相当大きな産業部門であり、それから雇用から申しまして三十万、その家族を含めるといって相当の大きい数になるのであります。外貨の点につきましても、私から通産大臣にお尋ねをするまでもなく、油を入れれば相当の外貨を使わなければならないことであるから、できれば何とかしてこの石炭産業を維持したい、もし願えればもう少し拡大をしていけないうものかという感じを持つわけでありま

す。先ほど栗山委員のお尋ねも、ややそれに関連したお尋ねであつたように思ひます。通産大臣も目下その点は石炭審議会でも審議しているから、近く結論が出るだろうというお話で、すでに政府としてもある程度の腹はきめられておると思ひますが、もしお尋ねがなければ、大体どういふふうな構想を持っておられるか、お聞かせ願へばと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 石炭産業に對しましての私の根本的の考え方は、今吉武委員の言われましたように、国内で最も大切なエネルギー資源であり、外貨との関係もあり、一つの産業でこれだけの雇用を持つ産業は、機械、石炭と、こういう重要な雇用関係がありますので、これを少なくとも維持し、できれば伸ばしていくということが根本でございます。しかし、あくまでもこれは経済行為でございます。合理的な化をはからねばなりません。従つて、合理化をはかつた場合の資金、また、過剰人員といふことにつきましても、政府がやはりある程度を見なければならぬ。で、御承知の通り、いい山があるからといって、これをすぐやり出しても、四年も五年もかかる状態でございます。大手の十八社は三十八年までに八百四くぐらひ下げたいという案をわれわれのところにつけてきておるが、われわれといたしましては、各会社の各山ごとに年次計画をずつと検討いたしております。私の考えとしては、そういう検討をしながら、少なくともやはり四千七、八百万トンの状態は、大体年によって起伏はありましようが、維持していききたい。そしてこれが合理化するならば、もっとふやし得るのであります。それにはやはり資金も要りましようし、今の離職者対策等につきましても十分な措置をとりながら、長い目でやはり石炭産業といふものを伸ばしていきたいという考えで研究を続けておるのであります。

○吉武憲市君 大體通産大臣のお考えの基本はわかつたのでございますが、実は、今お話しのように、現在の四千八百万トンを維持したい、こう言われましても、石炭が高つくればどうして重油の方に流れがちであると思ひます。石炭協会あたりでも、今のお話のように、三十八年までの間に八百円ぐらひのコスト引き下げをする。これは私は心ずし不可能ではないし、また、ぜひやらなければならぬのじやないかと思ひますが、そういういまだまだ私は下がってくる可能性があら

るのじやないか、こう思ひわけでありま。そうしますと、石炭は御承知のように、相当輸送費も食つておるわけでありま。輸送費の点はなかなか今日以上に節約をするといつても、これはなかなかむずかしいのであります。そうすると、輸送費を除いた面において八百円下げるということになりま。大ざっぱに言つて、二割あるいは二割以上のコスト引き下げ、これは私は必ずしも不可能ではない。山によつては、大きい、いい山であつて、今日一人当たり十五トンしか出さないという山もあることですか。これは大いに体質改善もし、あるいは合理化もして、私コスト引き下げができると思ひますけれども、しかし、相当困難を伴う。伴つて八百円の引き下げをいたしましたときには、さらに重油の方は下がっていく可能性があらうのじやないかと思ひわけでありま。それでそういう場合に、なおかつ四千八百万トンといふものを維持するといふことは、政府のそこになんらかの施策といふものが入りま。と、なかなかむずかしくなりま。かように考えております。

それから、先ほど栗山君の意見の中にもありましたように、かりに同じだとして、同じまで切り下げた。そうして重油の方も限界があつて、そうやたらに下がらないといひましても、私は使つ方の面から言つて、やはり重油を好む。この点はあまりふれられておりませんけれども、私の見るところでは、大體重油が日本に入つてきた原因といふものはどこにあつたかといふと、最初は重油の方が石炭より高かつた。高いけれども、なおかつ重油に切りかえられたのは、いわゆる二十七年から、毎年のように争議によつて石炭といふものが安全性を失ひ、一時は電気がどうなるか、あるいは工場でもボイラーがとまる、これじゃ大へんだ、こんな不安なエネルギー源を使つておつたのではやつていけないから、やはり少しは高くついても重油に切りかえようじやないかというお話が一部にあつた。一部じやない。私は相当協会の中に流れておつたのじやないかと思ひます。従つて、かりにコストが同じに下がる可能性があつても、重油はさうに、石炭を入手する点において、重油は簡単に入つてくる。石炭の方はいざとなつて押えられおそれがあらうといふことになりま。と、好むと好まざるにかかわらず、どんどん重油の方に切りかわつていく。今、通産大臣が四千八百万トン維持するとおつしやいまして、使つ方はやはり好む方を使つてわけでありま。そこにはやはり政府が国策として、ある程度のテコをお入れになりま。と、うと必ずしもそうならない、かように存じま。その点につきま。どういふふうにお考えでございま。か。

○国務大臣(池田勇人君) 重油がどんどん伸びた原因の一つには、お話のよ

うな点がありまして、それは認めま。そういうこと以外におきましても、御承知だと思ひますが、たとえば一トン・ボイラーを置きますのに、重油ならば五百万円でございますが、石炭だつたら七百七、八十万円、五割以上高い。しかも火の使い方が非常に違つて参ります。ところによりま

と、ガスの処分に困る。いろいろのメリットの差があるのであります。従ひまして、同じ価格であつてもなかなか石炭を使うといふことになれない。そこで世界ではやつていないようなボイラー規制法といふようなものをやりまして当座をしのおるのであります。ボイラー規制法の問題につきましてもいろいろ検討いたしておりますが、何と申しましてエネルギーといふものの原価は日本の経済、物価のものをなすものでございま。石炭産業ばかりを考へて日本経済全体のことをゆるがせにするわけにも参りません。そこにむずかしいところがある。いろいろの点を考慮いたしまして今結論を急いでおるのでございま。重油が今後まだ下がるだろう、こういうことは、やはりガソリンが高くて石炭との関係で重油を各国よりも高くしておる、そういう経済のやり方で相当高い重油でございま。下がり方がよい、しかし、一面では海運界が今のよ

思います。今申しましたように、石炭のコスト引き下げは余地はありますけれども、一定の私は限界があるのじゃないか。重油の方の面につきましても海上輸送賃が安いからという点もありませんけれども、私はこれは相当続くのじゃないか。そういたしますと、片方が追いつけて、やはり競争ということがありますから、下げてく。それから、かりに同じになってもいろいろな面がございまして、重油の方に変わる可能性が多分にあるわけでありまして、ただ経済におまかせになったのでは私はやはり維持がなかなか困難だ。そこで政府の施策として一つの、ボーラー規制法も私は一つだと思ひます。これは変則的な措置で日本だけとっておくことではありますけれども、こういう特殊性を考えますれば、やはり維持される必要があるのじゃないか。それから、なおそのほかにも重油というものが下がってくるという場合もあれば、私は決して石炭業界を甘やかすという趣旨で申し上げておるのじゃないか。これはもうやはり業界も相当自粛もし、わかつてきておるようでありまして、今後とも労使ともに考え直さなければならぬ点があると思ひますけれども、しかし、限界がありますから、その限界を越えて維持できぬときには、やはりその際にテコ入れをする処置もおそらくお考えになっておると思ひます。そこで、その一つとして私は、先ほど栗山君からも御指摘がございましたが、結局は電力用炭にこの問題を吸収するというのが非常にいい方法じゃ

ないか、かように私は思ひうわけでありま。石炭の用途は今言われたように鉄道関係は、もうどうしたって電化の一面をたどつておる。政府の施策として石炭をたけといつてもこれは無理でございまして、暖房用炭もだんだん近代化してきますと、なかなか容易にそう期待もできない。幸いに電気関係はまだ日本としては需用を増さなければならぬときでありますので、水力という点もございまして、やはりその土地その他の買取で相当のコストもかかっておるときでありますので、何とかして石炭を使う火力発電に伸ばしていく施策をおとりになつたらどうか、それで、現在先ほどお話になつたように約二割、千二百万トンばかり火力に使われておりますけれども、これを倍加することも、私は決してそう簡単ではないか。それから、一つの経済を目的とした会社でありますから、困つておるからといって、高い石炭を無理をして使えといつても、これはなかなか容易なことじゃありません。そこで、やはり火力発電で石炭を使わせるためには、政府の多少の援助、たとえば財政投融資の面で大いにめんどろを見るとき、あるいは金利の面でめんどろを見るとき、一般の電力の需用者に転嫁をさせるというわけにもいきませんので、そういう点を考えて、石炭産業というものが、一定の限度は維持しなければならぬ、それに雇用する人間及びその家族を含めれば、相当多数の人間の雇用をしておるのでありますから、その点等を考え合わせますれば、ただ出てきた失業者に多額な金を使って救済をするという消極的な面

に金を使うよりも、積極的にそういう面に金を使って、そうしてできるだけ維持して、維持するだけでなく、拡大していくということが、よい方策ではないかとかように存じておりますので、この点は、先ほど栗山委員の質問に対して大体のお答えがございましたが、今後、火力発電にどれくらい吸収するお見込みをお持ちになるか。なお、私が聞いております点によりまして、ある電力会社、これは決して京浜地区ではございません、炭田に近い地区でございまして、その地区の電力会社でも、最近重油専焼の発電所を作ろうかという計画があるように私は聞いております。最近それも、通産省のお考えがあつて、取りやめになつたという話もありますけれども、先ほど申しましたように、多少重油の方が高くなつても、業界の方では、便利な重油を使うという傾向があるときでありますから、それに対して、政府からよほど国家的な立場から、火力発電には石炭を使うようにという御助力と、それに対する何らかの施策をとられる必要があるのじゃないか、かように存じて、重ねてお尋ねをする次第でございまして。

○国務大臣(池田勇人君) 石炭の割高ということは、山自体にもありますし、そしてまた、運送にも相当するのであります。今、八百円下げるという赤字があるのであります。その赤字をゼロにしてというのだから、石炭の値は八百円以上、千円か千五百円下がるというところに相なるのであります。また、輸送の点に至りましても、私は、相当の助成をしていけば、今、九州から大阪まで千二、三百円、あるいは東京に着きましても、二千円近く運賃がかかります。これを一律減額しても、相当影響がある、輸送の問題につきましても、やはり荷役施設の増強であります。そしてその次には、炭種の統一化であります。炭種を統一して、何千という品種を、品種ごとに梱包するといふことをやめて、そうして、積み場所で相当一緒にして運ぶ、また、運ぶ船につきましてもいろいろの改善すべき点があると思ひます。こういうことをやっていくべきだと自分はお考へておる。従つて、今お話の火力電力の方に補助するといふことよりも、その元に対しての政府の助成が、私はけっこうだ、こういうふうに考へております。もちろん九州におきましては、重油を使つておるところはほとんどございせん。中国の例におきますると、あるいは所によりまして、山口県では石炭がよろしいでしようが、岡山で発電する場合には重油といふものをほしがることはやむを得ないと思ひます。しかし、この点も、私は、将来を見ても、九州、あるいは山口で発電して、相当の高圧で送つたならば、その方が採算がいいといふことも考えられぬことはございせん。あらゆる面から、一つ石炭企業運送のうまいくよくにやつていきたい。もとは、やはり石炭自体であつて、火力—電力会社は二の次だと、自分は考へておるのであります。

○吉武恵市君 もう一点、終わりにお尋ねしたいのであります。石炭は、私、多少戦前から関係を持って、常に考へておることは、どさくさがあるわけでありまして、非常に好況に恵まれるというところになり、また足らない。大騒ぎする。それから、石炭がと、また三、四年たちますと、石炭が余つてきたといふので、大へん騒ぐといふのが、戦前から幾たびか、私実は経験をしておるのであります。最近の石炭の不況は、そういう景気の変動といふことよりも、世界的なエネルギーの変化といふことに大きな原因があるといふので、なかなか不況が解消しない点もございまして、しかし、昨今貯炭が、千二百万トンから三百万トンある貯炭が、今日では半分ぐらいに減つたといふようなことも新聞に出ておる。それに、やはり石炭業といふものにはどさくさがあるわけだ。それで、石炭が余つてきますといふと、業界の方では、その貯炭を持ちこたえられないうで、投げ売りをするといふようなこととで、非常にそういう状況が出るのであります。何とかこれを調整する方法はないものかと私は思ひます。ちやうど生糸やその他についても、政府で、需給調整の方策を講ぜられておると同じように、石炭についても、何らかのそういう需給の調整の方法といふものを考へるといふと、今日ほど、そういう不況で騒いで、そして倒れた倒れていく、倒れていくかと思つた。一つの周にかまた貯炭が減つて立ち直る。まあ昔のように根本的に立ち直るというところは容易ではございせん。で、しやうけれども、しかし、そういう傾向がある。最近貯炭が減つたといふことも、その一つであります。それで、何か政府が調整機関——まあ昭和石炭等がございまして、大手には、一部そういう方法を講じておるようでありましても、一部でなくて、全体

の石炭について、そういう政府機関によつて需給調整、ある程度よりも以下で買上げて持ちこたえる、そうして石炭が足りなくなり、あるいは値が上がつたときには、それをある程度で放出をして、調整をするという方法はつかないものか。それから、かりにその点が、これは昔、いろいろ配炭公団等をやつて、弊害の点も出たものでありますから、なかなか私容易なことではないと思ひますが、それが無理だといふことでは、先ほど申しましたように、今日、相当の数は火力発電として納めておるわけですから、火力発電としても、一定の限界以上に買ひ込んで貯炭をするといふことは、とらていできませんから、ある程度の限界は、長期計画をして、どうせ火力で使つてありますから、そういう余つたときには、一定の価格より下回つたところで買ひ込んでおける。しかし、それには、政府から融資なり、あるいは貯炭場というようなものを助成して、抱え込ませるといふようなことをしますといふと、今日のようなどさくさ、いわゆる不況といふことはある程度解消できるのではないと思ひますが、この点についてどうお考えでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) ただいまの貯炭は、山元の貯炭が四百七、八十万、全体の貯炭は、まだ一千万トンに近うあります。一時千二百万トンに近うあつたのですが、百四、五十万トン、あるいは二百万トン近く減つてゐるのではない。まだまだ通常の貯炭の七百万トンから言へば相当多いのであります。それで吉武委員のようなお考えが出るのでありますが、根本的には政府

府の責任であるといふことは非常にバリエーションがあるのでありますし、品種が非常に違つておられますし、それから風化その他の問題がございまして、これはやはりもち屋はもち屋でやられた方がよい。私は新商は石炭というようなものを活用していくのがよい。それから御承知のように、大手と申しますと、中小企業とはいろいろ違つてくるものでございまして、中小企業の方は、個々の山につきまして中小企業金融公庫から金融をつけてやつておるわけでありまして、問題はやはりどさくさの起らないように大口需要者とは長期の契約をしていく、こういうことがやはり一番望ましいのじゃないかと思ひます。で、まあ非常な長期間のストが起るといふことになりましてあれでございましてけれども、私はそういうことをなくし、安定した生産と消費を考えていく方に進んでいきたいと思ひます。

○徳永正利君 関連して、先ほど吉武先生の御質疑に、通産大臣は、四千八百万トンくらいを維持したいといふお話をございましたが、四千八百万トンの中には石炭でなければならぬ、重油とかガスとかじゃどうにもまかなえない、もう石炭でなければならぬ、にもならぬといふものはどのくらいあるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 御質問の点がどうにもならぬといふのは、今の重油の施設を持つていないところでございまして。

○徳永正利君 そうじゃなくて、もう石炭を使わなければいけない。重油とかガスとかではまかなえないといふもの、なんでございませう。

○国務大臣(池田勇人君) 新しい設備を設けてやる場合におきまして、今石炭でなければならぬといふのはやはり鉄鋼の原料炭とか、その他暖房、汽車にいたしまして重油でやれぬことはございせん。まあガスにおきましては最近ではLPGの問題があつて、石炭でなしにそういうものでやろうといふのがございまして、どうしてもいかに場合合には粘結炭、それは大体一千万トン足らずでございまして。

○川上為治君 私は一般的に、あるいは基本的な燃料政策なり、石炭政策につきましては、別途商工委員会において機会を得て御質問したいと思ひますが、この際この法案の内容につきまして、二点だけ伺ひをしておきたいと思ひます。第一点は、これは二十三条の第七号にあるのですが、炭鉄離職者で独立して事業を行ないます場合に、生業資金のあつせんといふことが書いてございまして、なかなかこの生業資金のあつせんといふのはむづかしいのじゃないか、そう私は考えるのであります。二点目は、これは結局生業についての開業資金でございまして、一般の金融機関としましては幾ら援助会があつせんをしまして、なかなかそう簡単に金を貸すといふことはしないのじゃないかといふような気がするのですが、たとえば商工中金にしまして、あるいは中小企業金融公庫にしまして、国民金融公庫にしまして、これに對しましてたとえその保証の問題でありまして、あるいはまた金利の問題、この金利の問題は、なかなかそう簡単にいかないと思ひますけれども、保証の問題とかあるいはまた、貸付期限の問題とか、ある

いは担保の問題とか、そういう問題につきまして何か特別な措置を講じておきませんとすると、なかなかこれは簡単にあつせんといふのもできないのじゃないかといふような気がいたすのですが、その点につきましては通産省なりあるいはその他の方面におきまして、これに對しまして特別な措置を講ずるといふようなことになっておるのでしょうか。その点を一点お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 離職者の方々が生業につかせるよう政府といたしましてあつせんをすることは当然でございまして、法案に入れたのでございまして、従ひまして、個々の問題でどういふふうな機構があるか。たとえば国民金融公庫とか、あるいは中小企業等におきまして今の保証協会等を利用するとか、やはりそのつどづつにおいて考えていかなきゃならぬと思ひます。たとえば離職者の方々ににつきましては金利をどういふふうにするのだとか、また、普通の補償率を特別に扱ふとかといふ問題につきましてはこれは研究する余地はございまして、衆議院の方で附帯決議で、早く成案を考へ、こゝろいふ附帯決議がございまして、ので研究はいたしてみますが、一応われわれといたしましてはそういう気がまをえて、あたたかい手で援助会が離職者に対して接する、こゝろいふことを書いてございまして、今後御決議の御趣旨によりまして、できるだけ成案を得ようといふたいと思ひますが、なかなかお話の通りに、つるはしを持つた人がこれから荒物業をやろうといふてもなかなかむづかしい点はわれわれも承知いたしておりますし、

だといつてはつておくわけにいきません。そういう点につきましてこれから研究を続けて参りますが、非常に困難な問題だと思ひます。

○川上為治君 援助会のあつせんをいたしまして、なかなか援助会だけにたよつておりましたも私は簡単にかたやと思ひます。でありますから今大臣がおっしゃいますように、その点を早急に研究していただきまして、さつきも申しました特設政府関係の金融機関であります中小公庫とか、あるいは国民金融公庫とか、そういう方面の貸し出しにつきましては特別な保証をしてやるとか、あるいはまた、金利の問題は非常にむづかしいと思ひますので、貸付期限の問題とか、いろいろ担保の問題とか、そういう点を十分具体的に研究されて、そして生業がうまくいくように一つやつていただきたい。これを特に私は希望しておきたいと思ひます。

それから第二の問題につきましては、この法律の期限を見ますといふと、五年以内にこれは廃止するといふことになっております。それからもう一つ援助会の方につきましては、これは解散については別に法律によつて定めるといふことになっております。これをちよつと眺みますといふと、どうも援助会の期限といふのは、これは五年以内か、あるいは五年を過ぎてなお存続をしてゐるのか、これはよくわからないと思ひますが、その問題。それからもう一つは、石炭鉱業合理化法です。これはこの法律とは少し期限も違ふと思ひますが、私はどうもこゝろいふ問題はすべて非常に緊密な関係があるのじゃないかと思ひます。

し、同時にまた、援護会というものはこの法律の一つの中核をなしているのじゃないかと思うのですが、どういう理由でこの三つの点が時期について違っているようなふうになっておるのでしょうか。それを一つお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野三三) この法律を一応五年としましたのは、五年でなきゃいけないという議論もあれば、五年でもいいという議論、これはいろいろありますので、さしあたり五年としてみましたのは、三十年から石炭事業団が発足してちやうどことしが大体四年半目か五年目になりますので、そういうものを考えてあと五年という一応の基準をきめたわけで、五年でなければいけないという意味ではございませぬ。それから同時に、離職者を目標とすればだんだんしていきないう。特に離職者対策は緊急な場合でありますので三年でははけないかも知れないというところで五年としましたわけで、特にこの五年というものは法律的な根拠を求めたわけではございませぬ。一応石炭の合理化ができてから四年何カ月、それから考えるとあと五年なければこの離職者法は短きに失するのではなからうかというわけで五年と定めたわけではございまして、特別のほかに根拠というものはございませぬ。なお、一応法律で五年と定めておられますから、援護会の方も五年ということになっておりますが、やはり援護会の方は多少業務整理とか、あるいはいろいろな貸付金などがありましたときに、取り立て事業とかいうようなものもあるやも存じませぬので、援護会を

五年と区切るのほちよつとおかしい。ことにこの中にはある程度集団住宅の貸与ということが書いてあります。貸しましたほかに、ある程度のはあとまで残ることは事実上多少ございませぬので、一応援護会を五年と定めたと思ひますけれども、法律ではきめずにおいて、業務整理を見ながらきめるべきだということ、あとは政令事務に譲ったわけではございませぬので、一応一般業務としては、援護会を五年、あるいはこの法律も五年を目標にしてやりたい、こう考えております。

○阿部竹松君 松野さんにお尋ねしますが、実は石炭問題について四、五年前から政府は四千九百万トンとか、五千二百五十万トンとか、あるいは五千六百万トン必要であるとかというところで、前尾さんの商工大臣時代、あるいは高橋さんの時代、あるいは経済企画庁長官もいろいろかわりましたが、そういう方針でやってこられて、私どもは商工委員会、その他を通じて石炭をほとんど掘れといつてもそう経済界の見通しは甘いものではございませぬよということ、委員会で何回か論争をやつて、社会党の見解は見解として承つておくれ、私も見解は違ふといふことで、石炭産業者がいやだといふのを無理に押し切つて、政府の方針に従わせて石炭を掘らせたわけではございませぬ。それが積もり積もつて今日の現状に至つたわけではございませぬ。僕などは炭鉱産業者の実態からして池田通産大臣のお説には賛成できませんが、今日労働大臣にしわ寄せが来てあなたが肺結核をされて、僕は非常に労働大臣に気の毒だと思ひますが、二、三あなたたちに、同じ閣僚ですから責任がある。二、三お尋

ねしますが、この法案の内容について、十六条に、今、川上委員が発言された中にありました通り、五年以内といふことになってゐる。一方今度の臨時議会で通つた予算七億二千八百二十一万円、これを見ますと、きわめて短い期間ですから、その後どうなるか、このお金を使つてしまふ法律は五年以内ですから、二年になるか、三年になるか、今のあなたの御答弁を聞きまして、これはわからないとしても、あとのお金の問題はどうなるか。通常国会では当然こういう順序で私は出てくるものだと思つておるわけですが、労働省はそれぞれ予算折衝の段階に入つておられますし、御構想もあろうかと思ひますので、初めにその点からお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野三三) 今回予算を通過させていたいただきましたのは七億二千三百万円、このほかに五百萬の遠賀川汚水処理事業調査費に合わせまして七億二千八百万円になっております。これは二万一千八百万分、二万一千八百万分は九月以降年度末までに要対策人員を想定いたしましてやりました。この予算はさつそく十二月早々から、もう十二月に入りましてけれども、この法案が通りますと、早々に発足いたしまして、緊急就労のものを来年三月三十一日まで予算で消化したい、また、緊急就労を起こしたい、こういうことであります。三十五年の事業につきましまして、この法律案が通りますと、さつそく予算編成になりますので、来年その後における離職者状況を見まして、その来年の離職者の人員に応じてこの予算をはき出すといふことで、離職者の状況を調査いたしまして、三十五年の

予算に計上していききたい、こういうことでありますので、これは継続して、三月三十一日までで切れるわけじゃございませぬ、継続しながら離職者状況を勘案して考えなければならぬのじゃないか、こう考えております。

○阿部竹松君 労働大臣の御答弁ですが、離職者の状態によつてやはり予算措置を講じたいとお説はごもっともだと思ひます。ただ通産省のそれぞれの御発言なり、新聞等を見ても、減るというふうな予想はともつけれない。従つて、情けない話であるけれども、ふえると考えなければならぬ。そうしますと、もし私の話が事実となつて来年三月、四月、五月、六月といふようにだんだんふえてきた場合には、ふえるものと理解しておいてもよろしうございませぬ。

○国務大臣(松野三三) 離職者の数、おそろしく御指摘のようだったと思ひますが、離職者の数は、もちろんある程度のはふえるといふことは、今は想定されますが、現実に出て参りまさんとわかりませぬ。どこを基礎に予算を編成するのだ、十月、十一月、十二月、この間の離職者の状況と、就業希望者の数といふものを基準にして大体一月、二月、三月といふものを想定して来年度の予算を組むといふことで、離職者、すなわち組合が直ちにこの法案にひつかかるか、それでもございませぬ。離職者の中で再就職希望者といふものがこの法案の対象になるわけではございませぬ、なおその離職状況並びに失業対策人員の状況を見れば一応の基準は出ますけれども、離職者、すなわち要対策者、さうでもございませぬ。従つて、そこ

をばかつかつていかないと、その対象人員といふものに多少ズレがある。もちろん、三十五年を見通しますと、今度は二万一千人とはつきり申し上げられませんが、来年何千何百人かといふことはその確には参りませぬ。一応の基準はきめながら、ある場合には変動といふこともこれは予測しなければならいと思ひます。従つて、今日はこの数は変動いたしませんけれども、三十五年を見通すときには、ある程度の幅を持つてこの対策を立てなければ、私はこの運営はうまくいかなうのじやなからうか、三十五年の見通しとすると、なかなかこれはちよつと怪々に、まだ私は基準もつかみ得ないでおります。この法案が通りますと、ある程度離職者の報告をとる権限が与えられておりますから、もう少しの確につかめるのじやなからうか、こういうことで、この法案が通りますと、ある程度の報告を求めると、三十五年度予算には間に合ひかどうかが非常に心配しておりますが、技術的にはさういふ意味で、この法案を臨時国会に提案したわけではございませぬ。

○阿部竹松君 私が松野労働大臣にお尋ねしているのは、さういふことではないのです。時間もありませんし、私のはかに質問された委員がたぐさうございませぬから、聞いただけ単刀直入にお答え願ひたいんです。あなたにお聞きしているのは、さういふことなんです。一問一答形式ですからさきわめて簡単です。今あなたのとおっしゃつた通り、二万一千人から二万一千人にベースを組んで、たとえば来年三月になれば三万人になる。さうすると五割上がる

か、そういうことで理解してよろしい
でしょうということで、四月になつた
ら何千何百人になるとか、あるいは何
万何千人になるとか、あるいは何
ていどのじゃない。それは予算は短い
予算しか組んでないから、法律は五年
以内ですからわからなければ、その
然やほりそういう実態があれば、その
離職者の数がふえたベースによつてあ
なたの方でも予算はそういう措置を講
ずるのでしょう、そういうふうに理解
してもよろしいでしょうということを
言っているのです。

○国務大臣(松野頼三君) 一人ふえれ
ば単価が一人ふえるかと、それでもご
ざいませぬ。総合的には離職者がふえ
れば予算はふえるということだけは申
上げられると思います。その内容は
は、なほ緊急就労一人ふえれば予算単
価はこれは一人ふえる。広域職業紹介
で一人ふえなくても、単に広域職業紹
介料だけですから、単価は非常に少な
いということ、一人のふえ方が、緊
急就労に一人ふえれば確かに単価は一
人ふえます。これは間違いないござい
ますが、その方が広域職業紹介で行か
れた場合には、単価にはあまり出てこ
ない、そういうことで総合的に考えれば
ふえればふえるということでは申し上
げられますが、一人ふえれば単価で直ちに
一人分ふえるかという、これは就労
の状況によつて単価が、予算が変わつ
てくるのじゃないか、この辺は実は先
ほど考えながら申し上げたわけです。

○阿部竹松君 一人ふえた、二人ふえ
たというのじゃなくて、そういうベー
スで行くのですかというのを聞いて
いるので、どうもあなたに質問する
と、答弁の方が時間ばかり使つて、勞

働委員会の皆さん方非常に困ると思
うのです。一問一答でやっていただき
たい。そうしますと、二万一千人のベ
ースでこの予算措置は臨時議会できめて
おる、こういうことで理解してもよろ
しいございませぬ。

○国務大臣(松野頼三君) その通りで
ございませぬ。

○阿部竹松君 そうしますと、これは
労働省の下部機関の人にもお願いした
のですが、私の方で調べたのは、北海
道が千八百八十七名、福島県が三千八
百五十九名、山口県が一万五千八百九
十四名、福岡県が四万七千五百五、佐賀
県が五千七百七名、長崎県は、これはわ
からなかったのですが、合計して六万
三千名ほどになるのですが、僕の数字
が全然根拠がないのか、それともあ
なたの方の数字が根拠がないのか、ど
ちらが正確であるか不正確であるかは
別として、相当違ひわけですが、私の
方もあなたの方の下部機関まで依頼を
して調べたのですが、ずいぶん違ひ
のですが、このあたりで何かこうい
うことで違ひているのではないかと
いうのがお気づきの点はございませ
ぬか。

○国務大臣(松野頼三君) それはおそ
らく離職者という数字じゃないかと思
います。今回は要対策者、緊急に対策を
立てなければいけないもの、こういう
ものが二万一千人、その差額はござい
ませぬ。

○阿部竹松君 そうしますと、その他
の人々は炭鉱離職者でないと、こう
おっしゃるわけですか。

○国務大臣(松野頼三君) 炭鉱離職者
でございませぬが、緊急に就労させる、
緊急だという緊急度合いと、本人の希

望と、それから本人がぜひ再就職した
いという登録者というものの相違があ
るだけでございませぬ。

○阿部竹松君 私の方の調査も、まだ
この法律は衆議院すら通つておらぬの
ですが、まあいつかは通つてくるのだ
と思ひけれども、こういう法律の条項
に照らし合せて、この法律に該当し
て救済される者はどのくらいいるかと
いうことで調べたわけですが、あなた
のおっしゃる通り、確かに今やめて六カ
月失業保険もらっている人もあるかも
しれませぬし、また、法の適用を必要
としない炭鉱離職者もいるかもしれま
せん。しかし、実際問題として、この
法によつて救済されるという数はどれ
だけかという、北は北海道から南は
九州まで、大体六万三千名いるとい
うことで、あなたの方で二万一千名とい
うことになる、約三分の一程度しか
完全に救済することができないという
食い違ひが出て参りますが、こういう
懸念はございませぬか。

○国務大臣(松野頼三君) 離職者の中
には、もちろん本人が希望をして、み
ずから営業を営まれる方もございま
す。あるいはみずから家庭事情で、も
うおれはよそにいかないという方も
ございませぬ。あるいは失業保険を今日ま
だ受給されている方もございませぬ。そ
ういふ方をずっと引いて、さらにどう
しても自分は再就職したいのだという
希望者、また、今日非常に緊急な場合
として、この方を就職させなければいけ
ないのだという希望者を選び出した
たのが二万一千人です、六万三千人と
の差があるのは、必ずしも六万人の方
が全部職があるのだというわけではあ
りませぬ。本人がそれほど緊急でな

い、あるいは自分たちでこういう計画
を持つていっている者を六万三千から
除外して参りますと、ちやうど二万一
千が緊急対策者である。この統計は実
態調査をいたしまして、福岡県を主と
して、個々に実は希望を聞きまして、
その希望の状況がどうやって出てきた
わけでありませぬ。この離職者の中
さらにこれを拾ひ上げると二万一千
人、こういうわけですが。

○阿部竹松君 そこで重ねて労働大臣
にお尋ねいたしますが、さいぜんの御
答弁で、明年度になつて離職者の実態
をつかまなければ、予算措置を講じた
り、正確な措置を講じることができな
いという御答弁でございませぬが、明
年、あるいは明後年、その次の年で六
万名整理するとか、七万名整理する
かということをわれわれは聞くわけ
です。それが現実の問題として出てし
まつてから、労働省ではやはりあつて
臨時国会を開いてやるわけでもない
でしょう。そうすると、当然その同じ
閣僚ですから、通産大臣は石炭政策は
こうであるのだから、労働省はこう考
えてほしいという連絡ぐらいあつてし
かるべきじゃないか、あなたの方には
全然——とにかく来年になつて、そう
いうことはない、こういう御連絡で
すか。それとも通産省の方で石炭政策
はこうなつたからといって、あなたの方
に連絡をして、あつてまたやるとい
うことなんでしょうか、そのあたりの連絡
を、私はよくわかりませぬから、実態
処置としてはどうするかという
お尋ねをしておきたいのです。

○国務大臣(松野頼三君) 三十五年度
予算を編成するまでは当然労働省の
一応の基本計画、それに合はせて

一応の人員の問題を御相談しまして、
その上で三十五年度予算を編成するつ
もりであります。なお、ただいまの六
万人の中で二万人まだ差がございませ
ぬが、今後再就労の希望も出てくるか
もしれませぬ。それは今後この予算編成
までに出てくることも予想されませ
ぬ。あるいは来年一月になつて出てくる
かもしれませぬ。そういうものを総合し
て私ども計算をしてもちろん基本的な
問題は通産省、労働省で基本計画をき
めてから離職者対策のワケをきめるべ
きだ、こう考えております。

○阿部竹松君 関連して池田通産大
臣にお尋ねいたしますが、今松野さ
んの御答弁で、当然三十五年度の予算
編成期にあつてそういう問題等論議
して結論を出すというお話でしたが、
通産大臣は商工委員会であつた
ま、まだ石炭政策をどうするといふ段
階でない、炭鉱経営者の諸君も一生懸
命心配して通産省の方から、それと
両々相待つて通産省の石炭政策の
見解を出すという御答弁があつたよう
に私承つておりますが、あなたの方
ではやはり、おそろしく予算編成はいつ
かわかりませぬけれども、年内に最終結
論を出すということになれば、政府の
石炭政策のあり方ということも年内に
明確にお出しになる、こういうふうに
理解しておいてもよろしいございま
すか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど栗山
委員にお答え申し上げました通り、た
だいま石炭審議会が今月十五日くらい
でには中間報告か、あるいは最後の報
告かがあるようでありませぬ。それと見合
いまして石炭政策を立てて、それが全
部の石炭政策が年内に立つたか

はわかりません。一応の石炭政策を立て、そして離職者の問題につきましては、労働大臣と相談いたしまして善処したいと思っております。

○阿部竹松君 そうしますと、石炭経営者諸君、あるいは石炭経営という経営者の団体があるようですが、その結論がなければ日本の政府としてはどうしなければならぬという結論を出すことは不可能だということなんでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 法律によつて設けられました石炭鉱業審議会というのがあります。その審議会に石炭鉱業の基本問題につきまして諮問をいたしております。私はその答申を得て最後の決定をいたしたいと思っております。

○阿部竹松君 そうしますと、その結論が出て年内に政策を立てるというふうに理解しておいてもよろしいのか、あるいはその審議会の結論が今日まだ出ておらずとも、通産大臣と内々の連絡で、やはり年内大体まとまるだろうという判断ができるものかどうか、そういう点はいかがでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) その基本部会には通産省の職員が行つて傍聴いたしております。いろいろの点は中間報告はいたしておりますが、その審議会に通産省の意見は、私の意見は申ししております。しかし、審議会の内容はおもむろなる問題は耳にいたしておるのであります。しかし先ほどお答え申し上げましたごとく、およそ今月半ばころには出てくるのではないかと、このことを期待いたしております。また、それと同時に、私の方でもいろいろの問題を検討いたしております。

○阿部竹松君 その審議会が議論の内容が、あるいは通産省の担当者がおつしやられたかどうかはわかりませんが、けれども、石炭合理化法のワケ内をふやして、もう二百万トン一つ買い上げしようという意見が出ておるといふようなお話を承つたのですが、もしそれが実行されるとすれば、もうすでに何万何千名自動的に炭職離職者が出るというのを明確にするのです。しかし、そういうことは根本葉もない単なるうわさ話、あるいはあつた新聞記者が先走つて書いたということであつて、通産大臣としては二百万トンの山を買い上げる気持はないということであるところからお聞きいたしました。この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 基本部会の審議の内容につきまして、私が今ここでとやかく御返事を申し上げることは差し控えたいと思つております。

○阿部竹松君 その審議の内容云々でなく、炭鉱合理化法案のワケ内を広げて二百万トンの山を買い上げて、一つの合理政策の要素とするということをお聞きしたのですが、大臣はいかに考へられるかということをお尋ねしておきたい。

○国務大臣(池田勇人君) いろいろな考へ方として耳に入つておりますが、石炭対策の根本に触れる問題でございます。いましばらく私の意見は待つていただきます。

○阿部竹松君 大臣は就任以来、私の意見は待つてくれ待つてくれといふことで、半年たつた今日でも石炭政策はいかにあるべきかという構想の片鱗も示さないわけですが、それを無理々聞かすわけにはこれはなかなか

いかぬと思つて、事人権問題に關してきては困るので、わからないといふことであればやむを得ませんが、その次にもう一つお尋ねするわけですが、さいぜん三十五年度四千八百万トンのベースでいくという話が、私は途中で出席しましたのはっきり記憶しておりますが、聞いたように記憶しておりますが、衆議院の方へ大臣が出席されて、委員会ではいろいろ質問あるいは討論なされて、その過程の中の話で五千万トンベースでいく、来年は五千万トン掘つてもらつて五千万トン使つていく御答弁をなさつたやに承つておるのであります。そうしますと、このお話を二百万トン食い違ひ違ひわけでありまして、私の聞き違ひであれば、これは聞き違ひだとおつしやつていただければけっこうですが。

○国務大臣(池田勇人君) 石炭の計画は五千三百万トンであります。で、四千八百万トン程度に落ちるのではないかと、こゝろふふなことは言われております。私は通産大臣として、五千万トン生産するのだと返事した覚えはない。今の、誤解があつては困ります。が、日本の石炭業はどうか、今年の四千八百万トンというのはいくつ維持したい気持を持っております。といふので、私が掘るわけじゃないのでございませう。将来の石炭生産につきましてもあるいはこぼこはございませう、各年。しかし、今行なわれた四千八百万トンという線を維持したいという希望でございまして、大体の見通し、そういふふなことで案を立てるべきではないかと検討しておるわけで、何ぼ何ぼといふことは申し上げておけません。

○阿部竹松君 速記録を見ればわかることですから、きょうは大臣はそのように言明されるのであれば、それで本日は了としておきます。

その次に、私は経済企画庁長官にお尋ねいたしますが、来年日本のエネルギーの消費量の中で石炭がどのくらいで、重油、原油がどのくらいで、原子力はまだ出ておりませんが、そういうことで五年後は原子力が出るというように中曾根さんがおつしやつておられました。が、来年、明後年、五カ年間ぐらゐまでの石炭がどのくらい、ベースでいくか、重油、原油がどのくらい、ベースでいくかというベースを、こゝろ何十何万トンという小さな数字はなかなかむづかしい問題ですからお尋ねいたしますが、そういうベースを一つお尋ねしたい。ただ単に入が離職したから助けなければならぬ、労働省よろしく頼むといふことであつてはこれはいかぬので、私は離職者対策よりも根本問題にメスを入れなければ、これはとても、五千人余つたから五千人何とかせいといふのは愚の千端であつて、やはり根本問題を何とかしなければならぬということに重点を置きたいのですが、そういう点については各委員からお尋ねがあつたので省くとして、現実の問題として、五カ年間ぐらゐの数字を一つお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(菅野和太郎君) ただいま実施しております新長期経済計画で大体石炭の消費量など算定いたしてありますので、数字につきまして政府委員からお答えいたします。

○政府委員(大来佐武郎君) 三十五年についてはまだ詳しいものはできておりませんが、三十四年の実績の推定だけ、計画と対比した検討はいたしております。

エネルギーの消費総量といたしましては、三十四年度の長期計画に見ました想定に比しまして、エネルギーの供給といたしましては、約九六〇という程度になっておりますが、石炭が大体八二〇というふうな実績の見通しでございます。

○阿部竹松君 そういふばく然としたものではわかりません。第一、何の九六で何の八二か、どこを基準としているか、答へが、主になつたところが一と一を足したか、二と二を足したかわからぬ。

○政府委員(大来佐武郎君) これは御承知のように、長期経済計画は三十七年度の目標を掲げておまして、中間年次については数字をあげておらないわけでございますが、ただ実績対比の便宜上、三十一年度の実績と三十七年度とをつなぎまして平行線を考える。その上の予想されます計画上の数字と、それから三十四年度の実績見込みとを対比いたしまして、エネルギーの供給が計画の線上の線からいへば、これは七千カロリー換算の標準換算でございませうが、一億三千五百九十万トン、それに対して実績見通しが一億三千八十万トンというふうなことになるまして、比率といたしまして九六・二％。それから石炭がこの標準に換算いたしまして、輸入炭と国内炭を含めまして、計画線上の予想からいへば、六千六百十万吨に対して実績が一億三千八十万トン、これで比率が八二・四％になるわけでございます。

出たり入ったりしても、もしそれよりふえた場合には、これは適用せぬという、こゝまでは予算があるからやっつけあげましょ、ここからはこの法文に照らしての該当者の分でもやっつけあげられないというようにことが生じてくるような心配がありますが、こういう心配はないのですか。

○国務大臣(松野頼三君) 阿部委員の御指摘の六万何千といふのは三十二年、三十三年、三十四年とずつとで、三十四年だけではないと思いますが、その数字の六万何千といふのは三十二年ごろからの統計だと六万何千という数字が出るかもしれませんが、まあ大体先刻の阿部委員の質疑を拝聴しましたので……従つて、要対策人員の二万一千といふのは今日の問題です。一応今度の予算措置としてこれだけは必要なんだ、で今後出たらそれに対処しなければならぬといふことは、当然とるべき措置だと思ひます。

○阿部竹松君 私心配するのは、三月なら三月までお金があればけっこうです、その前に膨大な人数が出てきた場合、たとえば大臣のおっしゃる通り、僕の数字が間違つておつたとしても四万人も間違つておるとは僕は考えない、そうすると、当然予算のワケ内で問題が起きてくるような気がするわけですが、将来のことについてあなたからさいせん承つたら、やはりそのペースでいくとおっしゃるから、それはいいでしょう、だが現在この期間内です。

○国務大臣(松野頼三君) 今日は三月まで想定しまして二万一千人で十分やれると私は思つております。

○阿部竹松君 そこで重ねてお尋ねいたします。そうしますと、私どもはもう予算をきめるのにあつた三週間か幾らかないもので、当然来年は一体どうなるかといふので予算折衝が始められ、最終決定を見ておるものと、ところが、各大臣の御意見を承つておると、これからだといふお話しなんです。どこに基礎を置いて予算折衝をなさつておるか。たとえば通商産業大臣のおつた石炭の問題についても何千何百万トン出しますよといふ方式に基づいて財政投融資なり何なりなされる。しかし、そういう失業者が全然きまつておらないで、あと三週間後には本予算最後のものをきめなければならぬといふことについて僕は疑問を持つわけなんです。

○国務大臣(松野頼三君) ただいま御疑問の点はごもっともでございます。これは、失業保険が今日継続しているものは当然次の三十五年度予算の最初にこれは要対策事業の中に計算をしなければならぬといふ一応の基準が出て参ります。従ひまして、失業保険受給中の者は第一順位として離職者、いわゆる今回のこの法律の適用される方になり得る要素を持つてゐる人であるといふ数字は、ある程度基準として今日でもはじけるわけでありまして、しかし、今日ではまだ中小の離職者の綿密なものは入つておらない。しかし、大略の予想は当然ついて参りますので、一応それを基準として概略的なものを考えてきめる以外にないと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) 今日直ちに三十五年度の予算は現実にはまだ交渉もいたしてありませんし、私どもも正確な数字ははじいておりませんが、一週間の離職の状況と

いうのは、継続して動いてゐる状況でございまして、それを基準にまず第一に予算編成の基準をきめるというところが今日あり得る、想定し得る最大のものでございまして、そのほかに政府のエネルギーの基本的な問題が出て、これに労働問題が当然対象になつて参りますれば、またそれを加味してこの数字をきめる、これが離職者の数を決定する一つの要素ではなからうかと、こう考へております。

○阿部竹松君 そうすると、もうすでに予算要求を大蔵省に出してゐると思ひますが、そういうものは全然きまつておらぬ、こういうふうには理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(松野頼三君) 予算要求は一応九月ごろのものを想定して出してあります。今度の離職者対策といふものはまだ実は新規には計上してありませんので、離職者対策を今日継続しながら大蔵省と交渉してありますので、もちろんまだ決定はしてありません。

○阿部竹松君 それと関連して池田さんにお尋ねいたしますが、やはり同じ問題で、あなたは五千万トンか、四千八百万トンか、いわゆる最終決定は見えておらぬとおっしゃるけれども、当然やはり予算要求をするときにはそういう問題は大臣として心の中にかまへながら要求されると思うのですが、そういう点はこれは審議会の答申の決議を待たなければならぬ、しかし、これは、予算要求は別途だといふことで概算をはじいてやつてゐると、こういうことではどうか。

○国務大臣(池田勇人君) その石炭生産需要の問題と、それから将来の根本対策としての予算の問題は、あなたがお考えになるようにそつと密接じゃないのですが、御承知の通り、今の石炭生産能力は五千三百万トンと見ております。しかし、需要の関係——需要は私は昭和三十四年度は五千六百万トンと見てゐる。しかし、貯炭が、前からの繰り越しがございまして、生産の方は四千八百三十万トンという程度でやつたらどうかと思つて業者におかれわれの考えを述べております。来年の石炭の見込みはどうかと、私は大体今年消費見込みの五千六百万トンくらいあるんじゃないかと。しかし、このことは昭和三十五年度の石炭行政の予算に直接関係のあるものではない。それは私は先ほど申し上げてゐるやうに、今業者がどういふ考えを持つてゐるか、それから審議会の方でどういふ方向で研究されつあるかといふことを考へまして、一応来年が必要が五千六百万トンある場合、これを石炭の合理化をどの程度やつていくか、そして最後の三十八年を基準にするかあるいはもっと先に延ばすか、私どもとして考へて、石炭の合理化についてどういふ措置をとるかといふので、今の四千八百三十万と、五千六百万とは予算の要求は直接の関係はございせん。今後行なわれるべき石炭対策、助成その他、生産あるいは運送等に対する助成対策等で予算の関係をするわけでございます。石炭の消費の部分と直接に關係はございせん。

○阿部竹松君 決して意地悪く質問するのではないから通産大臣理解して御答弁願ひたいのですが、今、大臣御答弁になつた点で、つまり石炭経営者が合理化といふことは、企業整備、コストを下げる、いろいろありましょ、それをやらなければ通産大臣が政府の政策として補助なり何なりしないものか。あるいは通産大臣がみずから陣頭に立つて、炭鉱経営者こうやうといふような政府の方式でいくのか、そのあたりを私は聞きたいわけですが、大臣のお話を承つてゐると、私の曲解かもしれませんが、とにかく炭鉱経営者に盛んに、審議しているからこの審議と相待つて、それから審議会の答申と相待つて大臣が最後の判断を下すといふふうに聞かせるのですが、なかなか事実はそういうやうな事態ではない。私は政府の政策の一環としてこうやるということ、大臣が指導的立場に立つてやられる方がいいのですが、そこらあたり同じやうでちよつと違ひますが、そこをもう少しできれば詳しく御説明を承つておきたい。

○国務大臣(池田勇人君) あくまで自由主義経済のもとにおける運営をやつておるのであります。しかし、石炭企業の状態を見まして、通産省といつたしましては石炭業者あるいは消費者関係、労働者、学識経験者等々のお考えを聞きまして、そうしてその考えを業者にも見せて、業者はどういふ態度をおとりになつてゐるか、そうして政府に對してどういふふうな御希望がございませうかといふことを聞きまして、政府として考へるのであります。私は石炭の、この山に縦坑を掘れとか人をどういふふうな整理せよといふことは申しません。法律で設けられました制度による答申がどういふのが出た、業者はどう考へるか、君らの再建方を勞使

をきめたのであります。特に理論的に五年間でなければならぬという強い意味はございません。無計画でやるわけにはいかないから、一応の目標は、経済五カ年計画とか、十カ年計画とかございますので、特に人権の問題

でございまして、できれば三年の間、に全部できることがこれはいいかもしませんが、しかし、それは多少の余裕を見ながら五年とこういうふうにきめてたわけでありまして、特別に理論的の五年にしなければいけないという積極的な意味ではございません。

○畑金光君　お話の中に出たように、合理化法が実施されてからもうすでに四年たつてゐる。この間、今大臣のお話によりまして、今まで四年間のお話をこれから五年間に処理しようといふことが決まっていますが、長崎県内閣に

現実には石炭合理化によって出てきた失業者を、これのように政府と失業者には対処されていくのか、どういうふうにはこの人方の失業対策というものに重点をおいて一般に処埋されてきているのか、その辺り事情を一つ脚説明願ひ。

たいと思います。

○國務大臣(松野頼三君) 三十年から三十二年の経済的變動がございまして、三十一年、三十二年とある程度石炭は好況に見舞われて、離職者というものが

非常に熱りました。しかし、やはり二十三年、三十四年という時期に総合的にやはり離職者というのがふえて参りました。そういう変動はございましたので、三十年、三十一年、年々まあこれはいろいろな理由がございますが、

いずれにしましても、四年間のしり押しが今日出てきて、非常に緊急な数字は総数はどれだけかといえは、今日さ

でただいま阿部委員の御指摘のように六万人ぐらいの方が出ております。しかし、それが全部今日停頓しているのかといえ、そうではございません。三十二年、三十三年の間に相当変わっております。しかし、その一番あと押しの方が緊急対策として今日二万一千人、十月現在でできているというこの対策をまず立てようじゃないかと、このことに対して、緊急に臨時国会にその対策を立てたものであります。今後問題はいろいろまだ見通しなりございまいしょうが、いずれまた今後出てこられることはこれは間違いないと、きめながら、一応五年間というものをきめて参りたい、そういう考えでございます。

○田畑金光君 それでは通産大臣に伺いたいわけですが、石炭合理化臨時措置法が、先ほど来お話のように、実施されてからもうすでに四年経過しているわけですが、まあいろいろ能率の悪い山の改善であるとか、あるいはまた、坑口の開設制限の問題であるとか、炭鉱機械化に伴うあるいは合理化の問題であるとか、いろいろ合理化計画を進めていかれたわけですが、この間ですらに四百三十万トンの中炭の能率の悪い山を買いつぶすという目標のもとにそれぞれ施策を進めてこられていて、わけでございますが、この法律の目的が、一体今日の程度達成してきたのか、これを石炭の長い見通しに基づいて安定施策の面から見た場合に、すでに実施された、あるいはまだこれから実施されるであろう四百三十万トンの買いつぶしによって、石炭の合理化というものがどの程度体質改善というものが行なわれるのか、あるいは将来はこれはどういうふうな発展をしていくものか、一つこの辺の今後の通産大臣の考え方について承っておきたいと思っております。

○国務大臣(池田勇人君) 石炭合理化法によりまして、ただいまのところ四百三十万トンを買いつぶすと、今三百三十万トンあまりではなかったかと思えます、実施中は、この方法は、私はやはり適当な措置だったと考えております。やはりあのときからこの程度のもはやつてよかった。しかし、結果が不十分であった、あるいはそれでちょうどよかったという問題は、いろいろ議論があるところでございます。しかし、買いつぶしの方法というものはやはりやつてよかったと私は考えております。最近世界の石炭国の状況を見ましても、イギリスにいたしましても、ドイツ、ベルギーにいたしましても買いつぶしの方法でいっておるようでありま。

○田畑金光君 これは、先ほど、私途中で参りまして、阿部君の質問に対していろいろお答えになっておりました。が、今月の中ごろには、石炭産業審議会から答申があるだろうから、それを持って処理する、こういう方針ですか。おそれることは石炭局等においても、政府通産省内部においても、当然ある目標があつて、そしてその目標の達成のためにこれこれの施策が必要だ。炭鉱についてはこのような体質改善が必要である。それがためには従来の買上げが四百三十万トンにきまつておるが、将来これはどこまでいかなくちやならぬ、こういういろいろな施策とか準備とか見通しなんかをお持ちだとしておるのですが、その点どうでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 事務局でいろいろ研究いたしておると思ひます。しかし、私は事務局でこれだけという意見はまだ聞いておりません。また、自分としてはやるかやらぬかも決心していないわけでありま。

○田畑金光君 もしその答申に基づいて、かりに伝えられるように、なお二百万トンの買いつぶしが必要である。こう答申された場合には、その答申を尊重するという意味に解してよろしいのかどうか。この点、すでに石炭に関係されておる権威ある機関等のいろいろな検討の内容をわれわれが見ておる。すると、相当やはり今後においても買いつぶしが必要であるというふうな結論を出しておるよう、この結論から参りますと、相当数いふ面面に影響が波及してくると、こう見るので、この点は、もしかりに、答申の結果によつてな必要であると出てくる場合には、通産大臣としては、それに基づいて次の通常国会には提案したい、こういう御意向なのかどうか。

○国務大臣(池田勇人君) 二百万トンあるいはそれ以上のいろいろなものもあるようでありませうけれども、私は全体の問題としてきめるべきだ、こう考え結論を出していきたいと思ひます。

○田畑金光君 全体の観点から見ると、その全体とはどういふことなのか。

○国務大臣(池田勇人君) 他の大手また中小企業の炭鉱のあり方と関連して考えるべきことだと思ひます。

○田畑金光君 石炭産業整備事業団の重要な仕事の内容として、これは今進められておる非効率炭鉱の買上げ整理、こういう問題があらうと考えておりますが、すでに四百三十万トンのワク内の消化というので、ことし一ぱいで大体調整も終わる、仕事も終わると聞いております。そうしますと、来年の一月以降たとえば三月にわたる間は実際どういふ面は仕事がなく遊休化する、こういうことになるわけ、ただ単にそういう点からだけ問題をしぼつてお尋ねするわけじゃございせんが、いずれこの問題は大臣はそうおっしゃいますけれども、必ず私は次の通常国会あたりにはまた追加買上げが出てくると、こう見るわけ、この点はどうでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 四百三十万トンのうち今計画いたしておるのは三百五十万トン、八十万トンの分につきましては三十五年度で実施をするのでございまして、整備事業団が仕事はなくなつてしまふというふうなことはございせん。しかし、そういう問題より別にこの事業団の買いつぶすのが四百三十万トンでいいか、あるいはもつとふやすべきかというところは、これはやはり石炭対策の大きい要素でございますから、これは私は答申を見ま

して、来年度の予算その他に盛るべきものがあれば盛りなすかならぬ。それまでには結論を出すつもりであります。

○田畑金光君 先ほど、労働大臣のお話によりまして、とにかく今緊急に対策を要するものが二万一千名にのぼつておるので、それを対象にして今回の対策をやつたのだと、こういうお話でございますが、当然これは来年の三月末までの予算措置だ、こう思ふので、また、これから炭鉱離職者の数がどうふえていくかというところは未定かもしれないけれども、しかし、来年度においても継続的な予算措置というものが当然とらねばならぬと思つておるわけ、労働省といたしましては来年度の予算措置についてどのような見通しの上で立つて、もうすでに予算編成期にも入つて、大蔵省と折衝されておられるのか、折衝の経過等についてはなかなか答へにくいですが、来年度の見通しというものについてはどういふ考え方でいっておられるか承りたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) まだ大蔵省と折衝は実は始めておりません。部内で来年どの程度予想されるものが的確にあるかということについて省内でただいま検討いたしております。

○田畑金光君 それじゃ省内の検討に限定してもよろしいですが、省内では、労働省としてはどのような見通しを立てておられるのですか。

○国務大臣(松野頼三君) 過去におきまふ離職者の方が再び再就労の希望を持つてこられる方も幾らかございまして、同時に一番大きな問題は、今日継続的に失業保険を受給されておられ

る方が来年になって切れる方がござい
ます。こういう方は一応この数字に載
せなきゃならぬ、こういうので的確に
申し上げられる一番基礎的な数字だ、
こう考えております。

○田畑金光君　そこで、私はそこをお
尋ねしているわけで、百田局長はおい
でになりますか、現在失業保険を受給
している年間に保険金の切れるもの、
これが一体どれくらいに炭鉱離職者の
場合になるのか。さらにおそらく二万
一千の離職者対策をやっても政府の今
日までとられた失業対策の事業の経緯
を見ますならば、おそらく他の仕事に
転換する数というものはそう期待でき
ないと思うのです。多くは滞留し、長
期化し、停滞する失業者しやなかろう
かと、こう見るわけで、そういうこと
になってきますと、当然二万一千の基
礎数字の上に立って来年一年間に何は
合理化に伴う失業者が出てくるか、あ
るいはまた、現在失業保険を受給し
ているものが何ぼ切れるか等々見通し
を立てるならば当然幾ら幾らの失業者
というものは予想されるということ出
てきやうと思うのです。だからその点
を労働省としてはどうつかんでおられ
るのか、それをお尋ねしているわけ
です。

○政府委員(百田正弘君)　労働省とし
ては、まあ大臣のお話のように、内部
でこの数字を検討中でございます。そ
の基礎になります来年の石炭業にお
ける見通しという点につきましては、
予算当局とも打ち合わせをいたしまし
て、その要素からくるものは予算措置
をしなればいけません、われわれ
は一つ確実なことは、現在すでにこの
本年度下期におきまして離職をいたし

まして、失業保険の受給を受けている
者、この数は大体下期推定で約二万二
千ぐらいい上る見込みでございます。
そこでこの人たちは、本年の下期でこ
ざいますと、大体来年度に入つて切れ
る、まあこの二万二千の人たちが失業
保険受給期間中にどの程度就職するか
といったような問題もございます。そ
ういう点もあわせて、これも一つの要
素として現在検討中でございます。

○田畑金光君　そこで今二万二千名、
一応年間においては失業保険の受給期
間が切れるだろうと、そうなつてきま
す、その中で一体何一〇％が再就職を
求める者であるのか、あるいはまた幾
らが帰農し、あるいはまた自営業に携
わるのか、相当いろいろ皆さんとして
は、従来の実績から判断を立てておら
れると思うのですが、どの程度見てお
られるのですか。

○国務大臣(松野頼三君)　これは個々
に当たりませんとわかりませんし、あ
るいは雇用状況、雇用市場の影響もご
ざいますので、一がいに幾らだとは申
せませんが、一つの調査をしましたとこ
ろが、三〇何％という数字が出て参
りました。実態調査しましたところ
が、三〇何％に緊急就労対策という数
字が出て参りますので、あとの七〇
何％はどうするのだ、やはり帰農され
る方、あるいは自分で職を求められ
る方、あるいは自分で都合によつて就
職される方というふうに、就職は過去
においてはなつております。しかし、
この数字を常にこの通りだという一つ
の自信もございせんので、一応今日
まで実態調査しましたのは、三〇数％
というものが実際に出て参つた数字で
ございます。

○田畑金光君　その三〇数％というの
は、何か筑豊炭田で実地に調査された
のかもしれませんが、それが一つの基
準になつて三〇何％に押えられる、こ
ういふ説明のようです。直接見ており
ませんが、しかし、三〇何％で妥当であ
るかどうかというところは、これは多く
疑問だと思ひます。また、われわれから
いうと低過ぎる、こう思うのです。
しかし、まあこの点は水かけ論になり
ますのでやめますが、そこで来年度の
予算措置等について、いろいろ伝えら
れておりますが、通産大臣にお尋ねし
たいことは、この重油関税の問題、関
税税率法に基づく一〇％なら一〇％ま
で取つて、そうしてその財源をもつて
三十五年度の石炭施策に充当すべき
だ、こういう意見を大蔵大臣自身は強
く持つておられるというのを新聞で
これは承知しておりますが、来年度の
予算の編成に伴う財源の見通しを見ま
したとき、税の自然増以外、どこに新
しい財源を求めるか、これは重要な問
題だと思ひます。しかも来年度また
災害予算を数百億追加支出しなくちゃ
ならぬ、あるいはその他の既定経費あ
るいは恩給費の正常化というよりなこ
と等を、こう見ましたときに、相当こ
れは来年度の予算編成上財源をどこに
求めるか、これは大きな問題になるだ
ろうと思ひます。そこで私たちは、予
算年度一体石炭対策というものが、予
算措置においてどのように考慮される
かというところに、重大な関心を持つて
いるわけで、どうしてもその一つとし
ては、重油関税の定率通りの徴収とい
うことが具体的に問題になると思ひ
ますが、この点について、大臣はどう
いう考えをお持ちであるか、これを一

つ明らかにしてもらいたいと思ひので
す。

○国務大臣(池田勇人君)　ただいま定
まつております原油、重油の関税率、
またそれに対しての臨時措置等に
つきましての問題は、所管が大蔵大臣
のところでございます。通産大臣とし
て、税率を増徴すべしというふうな意
見は、言ひ過ぎ筋合ひのものじゃない
と思ひます。ことに産業大臣として
は、原料エネルギー等につきましての
課税は、産業全体に及ぼす影響が大で
ございますので、通産大臣として、税
金を徴収することを進んで申し出るよ
うなことはございせん。しかし、財
源がない、財源がないといつても、こ
れは石炭対策は一般会計で出すべきも
のだ、私としては大蔵大臣に、何と
してでも石炭対策の予算を組めと言ひ
ことにとどめたいと思ひます。しか
し、閣僚の一人として、大蔵大臣がど
うしてもということになれば、それはそ
のときに考えればいい、私は今石炭対
策が必要だからといつて、産業の基本
である原油、重油の課税をやるべきだ
という私は意見は持つておりません、
ただいまのところ。

○田畑金光君　この問題は、お話の通
り、大蔵大臣の所管だから、大蔵大臣
が熱意を持つていて私は申し上げた
わけですが、まあ産業大臣としての池田
通産大臣が、この点についてどう考え
るか、これは産業全般をあずかる立場
だから、ある意味においてはその利益
を代表する立場だから、それは徴収す
ることについては、消極的になること
も、職責上やむを得ないと、こう思ひ
ます。ただ問題はやはり来年度の石
炭対策、離職者対策等々考えたとき

に、当然これは切り離して考えるわけ
には参らぬと思ひます。ことにまた来年の
十月になれば、重油ボイラーの規制法
というものが期限が切れてくるわけ
だ、これとの関連においても、これは
当然問題になつてこようと思ひます。そ
でそれは重油ボイラーの規制法という
ものと、今申し上げた重油の関税との
関係が、いろいろ取りざたされており
ますが、この点については、いずれ通
常国会には、大臣はこの立場というも
のを明らかにしなくちゃならぬと思ひ
ますが、この点はどうお考えになつ
ているのですか。

○国務大臣(池田勇人君)　ボイラー規
制法は、お話の通り来年十月で切れる
のでございす。通常国会におきまし
て、ぜひともこれが対策について御
審議を願ひなければならぬと思ひま
す。ボイラー規制法をそのまゝ今のま
までおいて、お話のように、原油に
は重い税金を取ることになりま
すと、なかなか厄介な問題が起つて
くると思ひますのであります。重油の
問題につきましては、私は石炭対策と
同様に、所管大臣として検討いたしま
す。しかし、たつての御質問でござい
ますが、関税の問題につきましては、
先ほどお答えいたしました通りでござい
ます。

○田畑金光君　この法律案に戻りまし
て、この援護会というものができまし
て、いろいろな業務をこれはやること
になつておりますが、幾つかの項目に
わたつては、主としてどうい
うことを重点においてやろうとするの
か、これを一つ大臣から御説明願ひた
いと思ひます。

○田畑金光君　この法律案に戻りまし
て、この援護会というものができまし
て、いろいろな業務をこれはやること
になつておりますが、幾つかの項目に
わたつては、主としてどうい
うことを重点においてやろうとするの
か、これを一つ大臣から御説明願ひた
いと思ひます。

けです。従いまして、三十年九月一日以前の離職者でありましようとも、あるいはその後の買上げ以外の原因によるみずからの企業整備その他の原因で離職しても、全部がこの本法の対象になるわけです。ただ援護会の事業の対象にはいたしておりません。そういうことであります。

○田畑金光君　そこで、大体わかりましたが、先ほど阿部委員の質問に対して、二万一千名の各地域に対する配分はということ、いろいろ大臣から説明がありました。たとえば、炭鉱といふものは御承知のように、ある特定の地域に集団して生活し、また、集団して離職者が発生するわけです。そういう場合には、たとえば福岡なら福岡に一万三千名、福岡といつてもある特定の地域にある山において、何千名とか何百名発生したということになろうと思ひます。そういう場合は、この緊急就労対策事業といふものが、要するに、その離職者本位に事業を考へておると思ひわけですが、その村、あるいはその町とかといふ具体的に発生した地域を対象として、緊急就労対策事業といふものが行なわれる、実施される、こういうようなことになるのかどうか、その辺一つお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(松野頼三君)　緊急就労対策事業は、その石炭の離職者が集中的に出ておる場所を中心にやりまして、その他の場所にはこれを散らばすということはお考へておりません。その場所を中心にして就労対策を実施いたします。

○田畑金光君　よくわかりましたが、ただそうなつてきますと、通例緊急就労対策事業に基づいて、もうすでにそ

の辺は、多くの場合は失業対策事業によつて、公共事業等多くの仕事があり、たとえば管渠の整備とか、道路の改修とか、港湾の改修もありましよう、そういうような仕事は一応終わつておる地域が多い、こゝろを見るわけ、そういうようなところに仕事を待つていくとすれば、まさに人のために仕事を作るといふことになつてきて、適当な仕事があるのかどうかといふ点もこれは相当疑問なんです。そういうようなところまでよく考へて、もちろんこれは地方公共団体の長の計画に基づいて、あるいはそれと相談されて、いろいろ実施されるものと思ひますが、この辺の事情はどういふことを予定されておるわけですか。

○國務大臣(松野頼三君)　今回特に緊急就労といふ項目を起こしましたのは、今までの失対事業ではなかなかうまくいかない、うまくいかないその理由は何だといふ、いわゆる単価において労務費だけであつて、何ら資材費いふことで、建設的な仕事ができない、ことに資材費が緊急事業には少なかつたといふことで、今回単価を引き上げましたのは、大きなものは、その資材費を含め、なお市町村營である、やはり仕事の量が限定されますので、ここにある程度請負に出してもよろしいといふことで、建設事業の中に吸収できるように、一般の公共事業、広い意味における公共事業と合せて吸収できるように、資材費を含めたわけでありまして、従つて、今までの単価では何も仕事ができなかつた、今回はある程度埋め立てをやるとか、山を崩すとか、市街地をある程度建設するとい

う建設的な意味を今回含ませましたので、今までのようなものとは多少性質が違つてくる、それで、今回各市町村、府県からは相当数出ております。今までの失対では間に合はなかつた、資材費がなかつた、今回は建設事業として仕事ができるのだといふことで、非常に希望がたふさん出ておりますので、その消化は完全にできると考へております。

○田畑金光君　そうしますと、賃金並びに資材費あるいは事務費等、従来の失対事業のそれに比べると、どの程度有利な条件が加へられてゐるのか、具體的に一つ御説明願ひたいと思ひます。ここに、賃金は一体どの程度になるのですか。

○國務大臣(松野頼三君)　特に賃金を幾らという規定をここに設けたわけではございません。一応単価として八百五十円。この中で想定されますのが、資材費が三百円くらい。賃金が、場所によつて違いますけれども、これは失対のように統制的賃金にはいたさないつもりです。しかし、資材費として、八百五十円の中には三百円くらいは資材費、百五十円、二百円くらいは管理費及び施設の経費になるだろう。三百五十円か四百円くらいが賃金になるだろうという想定であつて、仕事の内容及び性質によつて、割合負わせるのでありますから、工事の内容によつて違ひます。失対賃金みたいに幾らだときめずには、実はそういう想定をあわせて、単価を八百五十円、こゝろいうような計算をしておるわけでありまして。

か、あるいは新しい坑口の開設等に基づいて、新規に炭鉱労働者を必要とする山々があらうと見るわけで、そういう想定のもとに、炭鉱離職者の優先雇用ということが規定されております。が、この規定といふものは単なる訓示規定で、別段炭鉱業者、租賦権者がこれに拘束されて、炭鉱離職者を優先的にどうしても使わなければならぬ、こゝろいうことにはならぬようにこれは見受けるわけで、これはもつと、せつかく法律を作られるならば、義務づける、どうしても、炭鉱等労働者を必す要とする場合には、こゝろいうようなところから出てきた炭鉱離職者を採用しなければならぬといふ強行規定くらいになさるべきならば期待できますけれども、これではとも、単なる訓示規定で、所期の目的といふものは達成できないと見るのですが、この辺は、どうしてこのような規定にとどめたわけですか。

○國務大臣(松野頼三君)　この規定が、いかにも言葉では非常にやわらかく見えますが、こゝろいう規定を設けたのは、ほかの産業にはございません。今回が一番きついつい規定であります。その言葉の中に、職安を通じてすべてをやらなければならぬ、職安は常に安定所に労働状況を報告しなければならぬ、報告を違反すれば罰則がかつております。従つて、その運営においては、相当強い規定であつて、言葉は、そうしなければならぬといふ言葉が書いてありますけれども、職安を全部通ずるといふことは、行政指導でやろうと思へば、相当きついついことであつて、その後においては常に報告をとりまします。報告違反すれば罰則がか

かりますから、どちらかといへば、言葉はやわらかく出ておりますけれども、行政的には、今までの雇用問題にこゝろいうきついついことをつけたものは一つもございません。今回初めてこんなものを置いたもので、ある場合において、きつ過ぎるじやないかといふ批判さえ出ておるわけでありまして。見ようによつては相当きついつい規定で、過去の例から見ると、こんなものはございません。

○田畑金光君　今までの規定にはないきついつい規定であるといふ御答弁ですが、それは、そうであるかもしれせん。ただ、しかし、今回の炭鉱離職者といふものは、伝えられるがごとく、一つの産業革命といふか、消費構造の革命といふか、そういう一つの大規模な流れから発生したものであるとすれば、やはりこゝろから出てくる失業者をどうするかといふことは、当然政府の責任でもあるし、あるいは産業界みずからの責任でもなければならぬと思ひますが、そういう意味において、この法律といふものも解釈できると思ひます。でありますから、今回の炭鉱離職者といふものが、従来の産業から出てくる、あるいは景気の摩擦から出てくる、あるいは失業者といふものではなくして、もつと本質的な、一つの構造的な変化からきた失業者であるとするならば、当然それに応じて政府の施策が義務づけられるべきであつて、産業界が自分の問題として自発的にこの問題に取り組む責任といふものが生まれてこようと思ひます。そういう点から見ますなら、今までの法律でない問題であるかもしれないが、今当然もつと

力を入れてもこれは差しつかえなからう、こう思うのです。そういうようなことを考えてみたとき、まあこの法律でいいかどうかというのを今後の運用の面において十分一つ配慮してもらわなきゃならぬ、こう思っておりますが、まあそれはそれとして、その炭鉱職者の援護会というものができるわけ、この機構とか、これの今後やっていく仕事ですね、これについて一つもつと内容について御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(百田正弘君) やつていく仕事といたしましては、先ほど大臣から大体予算に基づいて御説明がございましたので、その機構について申し上げますと、大体全体の人数が九十八人くらい。そこでそのほかに役員、職員、のほかに、協力員といたしまして二百人を別途置くことになっております。そこで法律にもございますように、東京に本部を置きまして、九州が特に大きいのでございまして、九州に支部を置き、その下に八つの支所を各地に置くことにいたしております。また、必要の個所には駐在員を置くというような組織に相なっております。

○田畑金光君 今お話の本部に九十八名ですか、それから協力員として二百名というお話ですが、これは本部から支部、支所、駐在員、いろいろまあ段階があるようで、どのような配置を考えておられるのか、協力員というものは一体どんな仕事をやられるのか、また、これは労働省等の天下り人事でやられるものなのかどうか、この辺はどういうことになってくるわけですか。

○政府委員(百田正弘君) 支所その他はできるだけ石炭炭鉱の中心地に置くわけでございますが、まあ人数をいたしまして、そう一カ所に大ぜいおるわけではございません。しかしながら、協力員を置きましては、従いまして、この業務をやつていきます場合に、炭鉱の求職者の事情にいろいろ方々、一々お役所式にそこまで相談にいかにかねというふうなことになるように、そういう意味におきまして積極的にこの業務に協力していただくためにそうした支所のあるところに協力員をお願いしていきたい、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○田畑金光君 援護会は政府の方で三億でしたか、予算、それで同額を交付金から政府事業団から同額を受けるということになっておるわけですが、結局まあそうしますと、例の合理化法に基づくトントン当たり二十円ですか、負担金をあてにされておるわけですか、来年度も当然、先ほど来予算の問題でいろいろお尋ねいたしました、当然援護会の仕事を強化していくとすれば、相当額これは事業団から同額の補助金を受けるということになるわけですが、それはそういうことになるわけですか。

○政府委員(樋口誠明君) 今回はとりあえず政府半分、事業団半分というところで六億やつておられますが、これは来年も必ず半々ずつ出すかどうかということにつきましては、これは必ずしも今はつきりきまつておらないわけでございます。もし来年度以降事業団の方から、その割合は別といたしまして、さらに援護会の方にお金を出すと

いうことになりまして、現在の買上げ四百三十万トンというものを対象に三十六年の八月までに二十円とすると、この三億円以外に出す余裕はございません。来年度以降援護会に金を出すために事業団から資金を交付するということであればこれは当然次の通常国会で事業団の方の納付金の期間というものを変更するということであらためて法律を出すということになるというわけでございます。

○田畑金光君 今の樋口局長の御答弁ですが、三十六年八月までの期間においては三億が限度であつて、それ以上の納付金をとらうと思えば次の通常国会においてさらに合理化法案の延長以外にないのだ、こういうことですか。

○政府委員(樋口誠明君) その通りでございます。

○田畑金光君 そこで私通産大臣にお尋ねいたしますが、今樋口局長から御答弁がございましたように、炭鉱職者援護会にこの法律措置に基づいて政府の三億に同額の事業団として三億の負担金を支出しなくちゃならない。ところが、それは三億という三十六年八月までの納付金を充当してようやく三億に該当するわけですか、そうしますと、来年予算措置をやるとなれば当然三十六年八月以降も交付金を延長しなければ予算財源がなくなるわけですね。そこでこの問題はそれだけでもこの法律案が五年という期間になつておりますから、これから五年間実施をするということになれば、非常に大事な仕事をやる援護会が仕事の能率を高めていくために、仕事の機能を充実するためにも、どうしても炭鉱整備事業団からの負担金というものに財源的な

依存をはからなければ、かりにそれははからなければ一般会計の支出がそれだけふえるわけで、労働省としても大蔵省に予算措置を要求するについてはなかなか苦勞されると思うのです。この第一年度における、最初の年における予算措置が事業団で三億の負担をして、その後の年度においては、おそらく来年度の予算においても一般会計支出と見合う同額の負担は免れないと思うのです。そうなりますと、当然次の通常国会にはこれだけでも合理化法の改正ということが考えられて、そうしてトントン当たり二十円負担、あるいはまた、開銀や中小企業金融公庫から借り受けている中小の山等においては、例の三分五厘に相当する利息相当額を事業団に納める、こういうようなことになってきようと思ふのですが、通産大臣としては次の通常国会にこの合理化法案の改正というのを予定されているのかどうか。この点一つ承つておきたいと思ふのです。

○國務大臣(池田勇人君) いろいろな問題がございまして、あなたのおっしゃるような結果になると私は考えております。ただ、今回援護会に政府の一般会計からの分と事業団と同額にいたしておりますが、これは将来同額でいくか、私としてはもつと政府の方から出してもらうべきじゃないか、こういうふうな気持を持っております。いろいろな点をやはり石炭対策の根本問題として今検討中でございます。何と申しまして、半分整備事業団が負担することになりますと、今の買い上げ分、鉱害その他の分を負担しておる関係上、なかなかそう案には出せない。どの程度にするか、また、いつまで延

ばすかということにつきましては、検討中でございます。

○田畑金光君 今のお話のように、延長することも考えておられるようですが、やはり石炭の合理化を進めていくためには、あるいは今言われておる競争エネルギーと太刀打ちできるような体質改善、あるいは石炭の合理化をはかつていくためには、いろいろな面からこれは検討されていかなければならぬと思ひます。まあその一つの石炭経営の合理化の問題として、炭鉱に対する財政投融資の問題等があらうと思ひます。ことに開銀や、先ほど申し上げた中小企業金融公庫からの貸付金の利息の面というものは、利息の軽減という問題は、これは私は今後の炭鉱経営の上からいって重大な一つの経営合理化の要素だと、こう思ふのですが、伝え聞くところによれば、通産大臣においても炭鉱に対する融資の利息の面等についていろいろ考えておるといふことも聞いておりますが、この点は大匠としては、次の通常国会の石炭合理化の総合施策の中でこれを一環として考えておられるかどうか、この点を承つておきたいと思ふのです。

○國務大臣(池田勇人君) 石炭鉱業の合理化、また、成り立ちますようにするためには、資金面、利子面等も一つの問題であるので、検討いたしたいと考えております。

○委員長(加藤武徳君) 田畑君に申し上げますが、だいぶ時間も経過いたしました、あと質問者もございまして、なるべく端折つてお願いいたします。

○田畑金光君 この辺で終わります、それが一つ今の点は通産大臣に

私特に希望として申しておきますが、炭鉱に対する金利の軽減の問題とか、あるいはまた、これをたえば鉄鋼とか電力等のごとき長期返済については、やはり十分同じ基礎産業のことであるし、ことに今日いろいろな物の面に波紋を描いておる石炭問題でありますから、十分一考慮されることを希望しておきたい、こう思うのです。

そこでただ一つだけ労働大臣にお尋ねしておきたいのですが、これはこの問題と離れておるのです。離れておりますが、しかし、関連することです。私もよく勉強はしておりますが、中小企業退職金共済法というのが今実施されて、事業団を設けていろいろな仕事をやっておるわけですか。この事業団の仕事をする上において、たとえばあるいは退職金の支給並びに掛金、申込金の収納及び返還に関する業務の一部を労働大臣の認可を受けて特定の金融機関を指定してやらせる、こういうことがありますね。ところが、この金融機関の中に、ほとんどの銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合までこれが入っておるわけですが、この法律に一番関係の深い、しかもまた、中小企業者の福利の増進のためにこれはできた法律でございますが、この指定された金融機関の中に労働者や労働団体と最も密接な関係にある労働金庫というものが全然除外されておるのです。信用組合まで指定されておるながら、労働金庫というものが除外されておる。しかも、これは中小企業に働く労働者の退職共済制度であるというのを考えたとき、これは何か間違っておられやせぬかと、こう思うのです。でなければ

ば、労働省の一つの労働金庫に対する考え方というものが、あの立法の精神からいってもはき違えておられやせぬかと、こう思うのです。この点は突然質問されたので、まあ私も実はここで質問しようと思わなかったわけですが、労働大臣の顔を見ましたら、まあ、労働大臣に私はお会いする機会もないので、この機会に一つ労働大臣からその辺の事情を明確にしたい、たまたま、そういう片手落ちな行政措置というものは、あるいは指導というものはおやめになった方が、反省なさった方が賢明ではなからうかと、こう思います。この問題は答いかんによつてはまたあらためて別の機会にお尋ねしたい、こう思いますが、一つ御記憶ならば御答弁願いたい、こう思うのです。

○国務大臣(松野三三) この金融機関の指定につきましては、労働省として直接金融機関の監督権がございませうから、大蔵省に金融機関の指定のことは御相談をいたしまして、しかし、その趣旨とするところは、中小企業の組織の方が多いため、大体本年十万人予定されておりますが、順調に参りまして十万人以上は本年はなる予定であります。相当順調に進んでおります。この対象者が組織的な労働組合にあらずして、これはほとんど企業で申しますと組織の非常に少ない零細な、実は個人企業の方が対象人員にありますが、従つて、労働金庫を入れなければいけないという理論もおかしい、また入れちゃいけないという理論もおかしいのでありますが、従つて、私の方は一般的に普及して取り扱い事務がで

るものはどういうものかという照会を大蔵省にしまして、大蔵省の方からこういう機関だというのでその通りにしたわけ、労働省では別にこれに筆を加えていません。といって割つたわけでもありません。私も現実になくさん来ておりますので、これでいいのかと思つて署名した記憶があるくらいで、特に労働省で色目をもつて労働金庫について議論したことはありませんが、大体総体的に未組織の中小企業の方でありますから、資金の取り扱いをするのに便利な金融機関であるということできめたわけでありまして。別に労働金庫が不適当だとは思いませんけれども、全般的に言うならば、支所が少なかつたとか、地域的にへんばであつたというところで指定から落ちたのではなからうか。ただいま突然の御質問でありますから、そういう印象で署名したように思いますので、あとのことは、再質問の方は取り調べしてからあらためて別の機会に御答弁いたします。

○田畑金光君 この点は今労働大臣の御答弁ですが、大蔵省、大蔵大臣に問題の重点を移しておられるようですが、これは非常に誤解のようです。むしろ、大蔵省、大蔵大臣の方がこの問題については正しい理解を持つてゐるようです。あるいは事務当局の連絡のそごが労働大臣をして今のような答弁に至らしめたかもしれないが、未組織であるからといって、これは労働金庫の建前、あるいは労働金庫の会員というものの単位からいふと問題になりません。むしろ、たとえば未組織の中からは親和会とか、共済組合とか、こうい

う一つの福利事業をやる団体を自主的に作らして、それが労働金庫に加盟できないもんじやないのです。そういう金庫の構成から見ても、これは労働大臣の答弁としてはいささか金庫の精神にも反するようで、大体御答弁の趣旨は了解しましたが、この点はあらためて質問いたします。労働大臣としても十分検討なされて、一つ労働金庫もその他の金融機関と同様に扱うことを強く要望し、またそのように処置されるように期待して、また別の機会に譲りたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) だいぶ時間も経過いたしましたので、阿具根委員に急務ですが、なるべくはしよつてお願いいたします。

○阿具根登君 委員長から御注意もございまして、約束の時間もございまして、はしよつて簡単に御質問申し上げます。冒頭に、今までたくさんの方が御質問されましたが、それに関連した点から御質問申し上げたいと思ひます。経企長官に一つ申し上げますが、先ほどの御答弁では、予定計画であるから、実施は通産省の方だ、そういうことを言われております。すでに阿部委員より指摘しておりますが、その予定計画が年間に一千万トンも違つてゐるとするならば、もうすでに先ほど通産大臣も言われましたように、今月の半ばには石炭部会では一応の線が出されるというところまで来ております。通常国会は二十九日に招集がすでにきつて告示された。そうするならば、この予定計画が間違つてゐるならば、さらに違つた計画ができておらねばなら

い。間違つておらないとするならば、あなたの計画されたやつが一千万トンも今年で違つてゐる。これはあなたの御自身の計画ではなくて、政府が認めた計画だと思ひます。そうすると、一体どれを信用していったらいいのかというふうになるので、あなたの計画をもう少しはつきり示していただきたい。

それから、一億三千五百九十万トンの総エネルギーの量でございまして、その中から六千六百六十万トンを、七千カロリーの石炭に換算した石炭の量を引いてしまへば、それが輸入油だといふことにはならないと思ひます。から、油の量と、それから輸入量、これを一つお知らせ願ひます。

○国務大臣(菅野和太郎君) 数字の点につきましては、政府委員からお答えいたさせますが、今あなたの御質問にちよつと誤解の点があるかと思ひます。なるほど昭和三十四年度におきましては、計画と実績が違つております。そこで、このエネルギーの根本問題をまず研究しなければならぬというので、経済審議会エネルギー部会というものを設けまして、今日下調査研究中であります。大体十四、五回も集まつていただいて、いろいろ研究してらつてゐるのでありますが、その結果によつて、これはいつできるかわかりませんが、できるだけ早くその成果を上げたい、結果を上げたいと思つております。その結果は、重油は何ぼ大抵石炭は何ぼなら何ぼ、重油は何ぼなら何ぼというふうに、計画を私どもの方で立てまして、それによつて通産省の方で石炭の方はそのうち輸入炭を何ぼにするかということ、通産省の

方でまた具体的に案を作ってもらうというのを申し上げた次第であります。なお、石炭が何ぼで、重油が何ぼだというようなことは、今政府委員からお答えいただきます。

○政府委員(大来佐武郎君) これも先ほどの数字と同じベースでございますが、三十四年度実績見通しといたしまして、七千カロリーの標準炭換算で、総エネルギー量と石炭を申し上げたのでございます。そのほかのエネルギーといたしましては、水力と石油でございますが、水力をやはりその標準炭に換算いたしますと、計画三千三百八十八万トン、それが実績三千六百九十九万トン、一〇七・一%、石油が計画が三千二百六十万トン、実績三千六百五十七万トン、比率が一一二・一%、つまり全体のエネルギー計画といたしましては、三十四年度実績見込みが、計画の線に比べて三・八%低い九六・二%でございまして、その内訳は水力が一〇七・一%、石炭が八二・四%、石油が一二・一、そういう状況になっていくわけでありまして。

○阿具根登君 企画庁長官は今審査をしておるのだ、なるべく早くこれを作ってそして通産省に渡して、通産省にそれを実施計画に移してもらい、こういうことを言っておられるわけなんです。ところが、石炭部会の方からは、すでに今月の十五日には石炭のあり方というのに対して一応の結論が出るのだということを通産大臣言っておられるわけ。それに経企長官の方はまだ見通しも立たない。これは計画があとからいつてさか立ちしておりませんか。実際もう業者の方でも、先ほど通産大臣も言われましたよ

うに、八百円の値下げをする、大手十八社で六万人の首切りを行なう、中小炭鉱で三万九千人の首切りを行なう、こういうことまで言っておられるわけ。それに責任のある経企長官がまだ計画も持たない、計画は人が作ってしまったて、それに合わせるのがあなたの計画ですか、そんなことじゃないと思うがどうですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 私どもでは今根本的にエネルギー全体について研究いたしておりますので、通産省といたしましては来年度の予算の調配がございまして、中間的な発表をしたいというところで、私と相談して今いろいろ数字を検討中でありまして。

○阿具根登君 経済企画庁の方では一応一億三千五百九十万トンの総エネルギーの量というのをきめられるならば、その中から大石油を何パーセント使うのだ、石炭を何パーセント使うのだ、こういうことが相談されてきめられるはずなんです。その油なら石油、石炭なら石炭、きめた中でこの石炭の中からは必要やむなく輸入する石炭はどのくらいだ、重油はどのくらいだといふのをきめられるのだと思うのです。それをあなたは今持っておらなくて、もう通産省はすでに実施計画をしなければならぬ、今度の国会に出さなければいかぬのです。岸総理大臣も予算委員会ではっきり言明されている。それを持っておられないというの、私が先ほどから言っているようにさか立ちしておりますか。経済企画庁というのとはそんな机上の空論なんかというものはあとで勝手に立てなさい、おれたちほとんどん胸を進めるのだというふうになると、経済企画庁な

んで要らなくなってしまうのではないかと思います。まず経済企画庁を立てて、それが実施面にどう反映するかというのをすでにやっておかなければならぬと思うのです。それがまだできておらぬというのはいかぬじゃないですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) ただいまも申し上げました通り、私の方ではエネルギー全体についていろいろ需給計画を立てておるのであります。が、しかし、通産省といたしましては来年度の大石油、重油何ぼという計画を立てなければいかぬので、そこで中間的に通産省と相談して、今数字を出しておるといふことになっておるのであります。

○阿具根登君 総合エネルギー対策を立てられるなら、一応総エネルギーが来年度はどのくらい要するのだというところは立てられるはず。今一億三千五百九十万トンというのには私はもう変わっておらない、ふえこそすれ、減ることはないと思うのです。そうすると、その中をどういふように比率をきめるかという問題だと思ふのです。今きめられて一億三千五百九十万トンの総エネルギーの量というものは変わったのか、変わらないのか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(大来佐武郎君) ただいまの数字は、先ほど申し上げましたように長期計画には年次別の計画がございまして、ただ実績と対比する便宜上三十一年度計画、最終年度の三十七年度の数字をつないでみました傾向線を見まして、その線上の点が今おっしゃいました一億三千五百九十万トンということになるわけでございます。長

期計画そのものからは、この年は何トン掘らなければならぬ、エネルギーを何トン消費するという政府計画としては出ないわけでございます。長期計画として数字を出しておりますので、その間に景気変動やいろいろ動きがございまして、ただエネルギーにつきましては前の国会でもいろいろ御指摘もございまして、実際の動きが長期計画とだいぶ離れてきた。それで審議会を設けて研究して、その審議会の報告をもつて実質的に計画を修正する、なお計画全体が来年に所得倍増の関係で、また新たな計画に移るわけでございます。今までの計画が次の長期計画に乗り変わるわけでございますが、その際には経済全体との他の部門の関係も含めて新しい計画に修正されるというふうな段取りになっているわけでございます。

○阿具根登君 それではその計画というものは何にもならぬ、実績が先に走って計画は参考にも何にもならぬ。しかも長期エネルギー計画では昭和五十年には七千二百万トンの石炭を使い、二億七千万トンの総エネルギーを使い、こういうことをきめられておる。それをきめておいて今年までグラフに線を引いてこのくらいになるだろう、そんなものじゃないだろうと私は思うのです。計画を立てられる場合にはやはり現実から立脚して来年はどのくらい、再来年はどのくらい経済が伸びるだろう、五年後はどのくらい伸びるだろう、そういう元がなくて先がきめられるわけがないじゃないですか。それをあなた方はただ頭の中で描いて何年後にはどのくらいになるだろう、それから斜線を引いておられるので、

うなるのだから、だから実質はもうきまらないのだと、実際面においてこれは変えなければいかぬと、そうしなければのたためにこういうことをきめるのかわからぬじゃないやありませんか、要らぬじゃないやありませんか、そんなことは。実際面においてこれが変わってくるという質面をそれに合わせるためにこれは作られたものだとは思ふのです。それが全然これの効果もないとするならば、何のためにこんなことをされるのかわからない。それは目標だからあるいは変わることあります。しかし、これが一応の目標としての政策を私は立てられるべきものだ、かように思うのです。が、いかがですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 私の方で今エネルギー部会を設けておるといふことを申し上げましたのは、今長期経済計画、国民所得の長期経済計画を立てておられますので、それでやはりエネルギーというものは根本的に先に考えなければならぬということで、今エネルギー部会で長期計画を立てておるのであります。そこで、大体それで見通しをつかまして、それから計画経済でありますから、自由経済ですから、そこで毎年々々およそ来年は石炭が何ぼ要るとか、あるいは重油が何ぼ要るといふことを計画を立てて、そして通産省の方でいろいろまた計画を立てられるということになっておるのであります。従いまして私どもで初めから何年度は石炭が要するということ、十年後なら十年後の経済がどうなる、そのときのエネルギーがどうなるというこの計画を立てているので、

その点は誤解のないようにお願いいたします。

○阿具根登君 あなただけがわかつて、私が誤解しているように聞こえるのですが、私はあなたが誤解しているように思っています。自由経済だからといって野放しじゃない、自由経済だからといってその場当たりじゃないのです。あなた方は自由経済という言葉を盛んに言われるけれども、自由経済であつてもその見通しを持った自由経済でなければならぬと思ひます。あなた方はその場当たりじゃありませんか。来年はどうなるかわからない、所得増進論を池田通産大臣がうたわれた、だから所得が倍になるかもしらないからというのでその構想もふらふらしておる。そういう場当たりじゃないはずです。一応の目標がずつとあるはずなんです。ところが、それがあつた六千万トンの石炭が六千万トンも違つておる、こういうことになつてくれば、これはまことにずさんきまりないものだと、こうなつてくると思ひます。よ。それが私は心配いたしますのは、総エネルギーが、経済の伸びが何かの変化によつて総エネルギーが伸びなかつたというなら、また一応がえんじられる。ところが、総エネルギーというものは違つておらない。いいです、あなた方が言われているのはあつたか一万三千のうち五百ぐらいしか違つておりませんから、そう違つていないのです。その中の比率になつてくるわけです。比率になつてくるといえば、これは政策なんですよ。いいですね、外国の問題とか、経済の極端な変動とかそういうことではないのです。そうでなくて、そうすると今までそれ

では総エネルギーの中で石炭を何パーセントに降んでおられたか、今後総エネルギーの中で占める石炭の比率は何パーセントを考へておられるか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(大来佐武郎君) 先ほど来御指摘の数字でございしますが、先ほどの数字は輸入を含めた石炭の総体の数字を申し上げておきますので、一千万トンの違いと申しますが、国内の石炭から申しますと、八百万トンぐらいの開きになります。それから比率につきましても、三十七年度に一億六千万トンの総エネルギー消費というものがあつて、そのうちの石炭が国内炭が五千六百六十万トンという計算になつておるわけでございます。経済計画全体を二年前にできたものと現在私どもの方でもいろいろ分野につきましても、その後の実績と対比していろいろ研究してみているわけでございますが、全体の経済規模がやや計画を上回つておられますが、特にエネルギーの面について実績と計画にかなり大きな開きがございします。その点、私どもの計画の作成のときの見通しにやや正確でない点があつたと反省しているわけでございますが、諸外国でもこの一年間に非常にエネルギーの見通しが変わつて、イギリスあるいは欧州経済協力機構等もすべてエネルギーの見通しを目下改訂しつゝあるわけでありまして、この辺のエネルギーの構造的変化というものがどういうテンポでくるかという点については判断に二年前の計画作成時に幾分甘い点、見通しが不十分な点があつたと思ひわけでございますが、そういう長期のエネルギー

構造の変化という問題を含めて、今いろいろ私どもの方でも研究しておる段階でございます。

○阿具根登君 通産大臣にお尋ねいたしますが、ただいま企画庁長官が御報告されたように、石炭は計画の八二%しか入つておらない、油は逆に一一・二%入つておる、それならば当然こういう石炭危機だといわれるような状態がくるのは当然だと思ひます。一方は計画されているものの八二%しか入らない、しかし、業者や労働者は計画面に違つておるために私は相当努力してきたと思ひます。予算委員会でもやつたのを返したくありませんから、結論として言つておきたいのですが、そういう状態になつておるのに、油は一一・二%、これは油はただ入つてきたわけではなく、日本の外貨を切つておるはずなんです。そうすると、そのときにものと政策があるはずだと思ひます。極端に申し上げれば、石炭が八二%に下がつたのは外貨を切つて重油を一一・二%ほどは入れたから下がつたので、エネルギーの総量がかわらない、こういうことになつておると思ひます。だから、それを石炭が高いくらとおつしやるならば、先ほどだれかが言つておつた論争を蒸し返してくることになつてくる。そういう点をどういうふうにお考へですか。

○国務大臣(池田勇人君) 数年前からいわゆる炭主油政策のもとにいろいろ通産省——企画庁といつたしましても石炭を使い、原油並びに重油を押えるようにいたしておるのであります。通産大臣になりまして今年下期の予算を作ります場合におきましても経済の伸びはございしましたが、石炭を使

うように外貨を切つております。しかし、いかに先ほど来議論のありますように、重油を使つた方がメリットが非常に多いもので、しかもまた重油はかりじやございせん、ガソリンの関係もございします。軽油その他の関係もございまして、原油の輸入を絶対によさぬといふことも経済の伸びからいってできません。従ひまして、片一方を押えることによつて、少しでも石炭の消費を多くしようと思ひをいたしておるわけでございますが、今の各国の状況から申しまして、ほかの国でも予想よりは非常に油も伸びるし、石炭は沈むという状況にあるので、従つて今後石炭が経済面においても太刀打ちできるうちに、将来、これを今考へることが私の仕事の中心であると思ひます。

○阿具根登君 それはわかりました、その場合に、諸外国のことをおつしやいましたから、一、二私も例を申し上げてみたいと思ひますが、たとえば西ドイツの場合ですね、西ドイツの場合もちやうど日本のような状態になることは事実なんです。ところが、そのとき閣議で、政府で考えられておるのは、石炭がこういう状態になつてきた、しかし、ドイツの経済における石炭というものは非常に貢献をなしてきている、その労働者が生活に不安を覚えるというよりなことであつたならば、政府の責任としてこれは救わねばならぬ、こういうことがきめられまして、今日出されておるこの離職者法案と全く精神的に違つたものが出ておる。たとえば、炭鉱を離れて就職した場合に、家族と別居生活をしなければならぬとするならば、別居手

当は政府が出しなす、また石炭を離れて他の職業について賃金の格差が出てきた場合には、その差額も政府が保障しなす、こゝまであたたい手を差し延べてあるわけなんです。ところが、日本では逆になつておると私は思ひますが、通産大臣いかがでしよう。

○国務大臣(池田勇人君) お話の通り、ドイツにおきましては非常に重油に對しての課税をし、そうしてまた手厚い離職者への保護を考へておるようでありまして、何分にもわが国におきましては従来のあれから申しまして、私が補正予算で要求いたしました離職者に対する措置はわが国としては画期的なものなんです。で、将来の問題としては、ドイツのあつたやうな方につけては、ドイツのあつたやうな方につけては、しかもドイツはほとんど完全雇用のような状態のときでございまして、われわれは十分それに沿うように日本の国力を伸ばしていくというのを考へておるわけなんです。従つて、今回の分は見方によつては画期的な処置だといふ見方もございします。しかし、非常になまぬいといふ非難もあると私は思ひますが、われわれといつたしましては労働大臣と相談の上、大蔵省に二人で参りまして、とにかくこれだけはやらなければいかぬというので、十分ではあつたかと思ひますが、できるだけの努力はいたしたつもりでございます。

○阿具根登君 私も、野党でございしますが、池田通産大臣の手腕は十分承知いたしております。非常に実力があられるから、私はこういうことを特に強調しておるわけでございます。それが通産大臣の御説明を聞いております

第十八部 社会労働・商工委員会連合審査会會議録第一号 昭和三十四年十二月九日 【参議院】

と、たとえば重油の関税につきましても、これは大蔵大臣の所管であつて、私が今云々するところではない、こういうことを言われておりますけれども、新聞面等で拝見いたしますと、大蔵大臣はこの税金は取りたいというのを言っておられるが、その反面、通産省の御意見を聞かなければというの、池田さんがおられるからこれは勝手なことをしたら大へんことになるぞと、あなたの御意見でどうにもなるように私は考える。それからもう一つ、日本には諸外国に例のないボーラー規制法案まで作っておるではないかと、確かにこれは外国に例のないことです。しかし、ただいまもおっしゃいましたように、ドイツでは三千万マルク—二千五百円からのトン当たり税金をかけておる。そういう規制法案は作らぬでも十分太刀打ちでき、しかもまた石炭は基本産業として、国内産業として、基礎産業として十分にこれは重要産業としての国の保護を与えておる。こういうことになって参りますと、どうも通産大臣の言われておることがびんとこない、こういうように感ずるわけなんです、いかがでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) びんとこないのが私は当然だと思ひます。いろいろな施策を出してないのでございませう。従ひまして、おわかりいただけるように、まあ私のまづい知恵でございませうから、御満足のいただくようにはいかぬかも知れませんが、できるだけ努力をいたしましておわかりいただくようなことにいたしたいと思ひます。

大体ドイツの今の案も、向こうの下院と申しますか、それは通りまして、上院の方で非常に反対がありまして否決になりました。今下院に戻つておるようでございますが、この課税の問題にいたしまして、ドイツは日本の生産力に比べて三倍以上あるのは四倍のエネルギーにおける石炭と重油の地位がよほど違つたのでございませう。大体日本で千万キロばかり重油を使つておられます。千百万キロ……。ドイツも大体そのくらいでございませう。石炭は日本の倍以上でございませう。そういう関係で、ドイツがこうやったからといって、すぐ大へん課税をいたしますと、先ほど申し上げましたように、物価その他経済全般に影響し、輸出に不利を及ぼすので、私は通産大臣にいたしましては、石炭対策に急な余りには、産業のものと重要な点を度外視はできません。しかし、大蔵大臣の意見を聞きまして、私とすれば重油も上げない、石炭に対しての十分の予算措置をとっていただくのが一番いい。だから、それで一応進んでみて、そうしてそういうわけにはいかぬというときには私もまた大蔵大臣の相談によつて全体として考えなきゃならぬことがくるかも知れません。ただいまのところ、自分の方で石炭対策に金が要るとか何とか言つて、重油を上げなさいといふことは自分としては言えないといふことではございませう。

自由経済であるから、どれだけ石炭を出しなさいといふことは言えないのだと、こういうことを言われたと私は思つておるのです。そういたしますと、石炭が余つておるときはさういふことを政府はおつしやる。石炭が足らなかつたときはどうか。終戦直後から、それから朝鮮ブームから……。石炭の足らなかつたときは、通産省からこれだけの石炭を出してくれといふことを言われたわけなんです。石炭が余つてくれば、自由経済だから、だから私の方からどれだけ石炭を出せ、どれだけ使つたのだと言えないのだといふことを経企長官も通産大臣も言つておられる。そういたしますと、苦しいときは計画的に、どのくらい石炭使うからどのくらい出しなさいといふて、やつさやつて廻らせる。余つてくれば自由経済だから知つたこつちやない、こういうことになつてくるのじゃないか、さうかと思つたわけなんです。だから、今度の場合でも、私はまあ答申案が出てからのことになるとは思ひますが、すでにさういふエネルギーの量というものはほとんど変わらないほど一応きまつておる。さうするならば、その中のパーセントが、重油を一体どのくらい使うのか、石炭をどのくらい使うのか、それが問題になつてくると思ひます。それを通産大臣は、業者が一体幾らに下げるのか、重油と太刀打ちするためにはどのくらいお前たちが下げるか、お前たちがやつてきなさい、こう言われる。さうすると、結果は、そのしわ寄せは全部労働者が首を切られてくる、こういうことを、業者は池田通産大臣の意向に従つてさういふものを今度出してきた。さうすると、結局一番

ばかを見るのは労働者であつた。業者は決して損はしない。太刀打ちするだけの利潤を取つて、太刀打ちするだけのお前たちは計画を立てなさい。こう言われれば業者はちつとも損はしない。損をするのは労働者で、その労働者に対する対策がこれではあまりにもみじめじゃないか。さういふことを考えるのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) 私は石炭の何と申しますか、損失につきましても、今の規定上、先ほど申し上げましたごとく通産省は全然タッチしないといふのじゃない。能力は五千三百万トンあるが、状況によつて生産の制限とさういふことは法律に基づいてできるのでございませう。しかし、自由主義経済のもとで政府の干渉し得るのは限度がございませう。しかも今度の石炭対策といふことにつきましても、全般をさうしろといふことはなかなか言えない。たとえば今でもすでに、何と申しますか、株価の何百円、払い込みの三倍、四倍してある会社もある。しかし、片一方で非常に苦しくて赤字で困つてゐる。さういふものを全体で見まして、個々の会社、個々の山ごとについて合理化計画が、向こうから出てくれば、どのくらい損つて、どのくらい金が必要で、どのくらい炭価になる、何年度。さういふふうなことを検討しまして、これが石炭事業全体の合理化になつて、そして重油と競争力が強まつてくれば、さういふことについては政府がめんどろを見よう。初めからこれだけ損なさいといふことはできない。生産制限はいたしません。しかし、産量をあずかつてゐる通産大臣として、ときに重油を入れちゃ困るから

もつと増産してくれないかといふことは、法律的じゃないに言ふことはございませう。しかし、今の制度では、生産の制限と価格の点についてだけでございませう。で、私はさういふ生産制限その他も起ころないようになつて、さういふ企業家がお互いに話し合つて、さういふく石炭企業全体がいくような縁の下の力持ちにはなりましよう、さう言つておるのでございませう。

○阿具根登君 通産大臣の言われることはわかりませんが、私はそれではせつかくのさういふ法案も私は意味をなさないようになつてくるのじゃないかと思ひます。先ほど自民党の方からも御質問がございまして、重油はもつと下がると余地があると私は思ひます。一応計算されておるのは、今九千三百円、カリロリ当たり九十三銭、それが八十三銭にはなるだらうといわれておる。それが八十三銭で計算をして、協会は八百円の値下がりを出しておられると思ひます。さうすると、炭価がそれに見合ふようになつてくれば、私は今の重油業者といふものはもつと利潤をうんと見込んでおるから、これはもつと下がると思ひます。さうした場合に政府の政策がないならば、自由主義経済だからと競争させて石炭が勝つわけがないと思ひます。さうしてもそこに政策で保護するものを持つてこなければ、重油と石炭を競争させたら、どこの国でも勝つところがないと思ひます。私は、しかし、合理的な法案ができて炭価を百六十買上げた。買上げた裏にはすでに百五十七の炭価は再開を許可されておる。しかし、それとあつた合理化法案では大体十八トンですね。目標は十八

になつたら山をつぶしてしまつて、今度その人がまた遠う山を見つけて、あるいは譲渡を申請をする場合にはそれをまたその人に許可する、こういうことがができるようになっておるが、このの許可に対して業者に対する規制を考へておられるか。

○國務大臣(池田勇人君) 御存じのように、鉱業法の改正につきまして委員會で検討いたしておりますので、私は今般の問題につきまして結論を得たにと思つております。漁業の問題は今から十年くらい前根本的な改正をしたあとまして交付公債その他で措置したあとでございます。相當に嚴重な許可制制度が出ておるはずだと思つております。

●阿貝親王登君　これは、特に今の問題
は通産大臣に御要望申し上げておきま
すが、漁業の問題でそれだけの規制を
して、そうして安心して仕事ができま
ようにされておるのに、炭鉱は依然と
して昔の施設が残っておる。こうい
うことでは非常に困りますので、十分
の点考えていただきたいと思います。

時間がないので早く終わりたいと思つておりますが、一つ、労働大臣上通達大臣に今度はお尋ねをいたします。が、衆議院の予算委員会でも橋樑国務大臣は答えておりますが、さらに参議院の運輸委員会におきまして昭和三十三年の十一月十九日、結論を申し上げる。

また、財金の調剤も対策について、
急失策対策をやる場合に、公共事業に
これを吸収しなければならぬ、これを
については通産大臣も公共事業だとい
うことでは、これは今まででできなかつ
たじゃないか、こういうお考えをお持
ちであるようでございますが、私ども
も今のままでしたのだと思うのです。

ところが、この計画の中に、公共事業で千五百人を吸収するように計画されておる。ところが、その問題につきましても、橋樑国務大臣は、緊急失対法の十二条及び第四条を改正しなければならぬのだ、これを改正してもうえは非常に有利になるのだというのを二回も三回も言われて、そのあとで「松野君にも、私は閣議でも言ったのですが、運輸大臣が、こんなに心配しておるのに、一体運輸大臣や、今の労働大臣は、もう少ししっかりしてくれというのをやがましう言っている」けれども、言うことを聞いてくれない、こういうことを言われておるわけだ。一体当面の責任者のお二人の方が、運輸大臣がこんなに心配しておるのに、当の運輸大臣、労働大臣は一つも心配しないじゃないか、こういうことを言われておる。なぜか、これは川崎線の問題、油須原線の問題、これは御承知の通りで、北海道の白糠線の問題が出て参ります。そういう場合に、一番手近な炭鉱労働者が仕事されるのはこの法律を変えなければせつかくのやつが使えないのだ、自分のところは使いたい、だからこの法律を変えてくれというのを僕は言っておるのだ、これに對して松野労働大臣は、これは検討中でございます、という御答弁が予算委員会でもなされておりますが、もう一カ月以上もたったから検討も済んでいると思うが、十二条と第四条は変える意思があるのかお尋ねいたします。

○国務大臣(松野頼三君) 運輸大臣の発言に私は全面的に賛成いたします。それではその労働者を吸収するのにどうしても緊急失対事業の改正をしなけれ

ばならないのか、しなくてもいいのかというところが検討であつて、その本質については私は大賛成なんです。ただ問題は、あとに残りますけれども、いろいろな方法があるというので、私はそれを念頭に置いて検討するのだから、私を止めなければ絶対ないかというところは、まだもう少し検討したい、三十五年予算の策定もすぐ目の前であるし、今後労働計画を立てるの

件として入れればいいのか、そういうことを検討してくれということである。運輸省の方ではぜひ検討する方がいだらうというお話、それは拝聴しております。私の方でも改正するのに反対ではありません。改正だけではないのか、まだほかの方法があるのか、そういうことを考えさせていた

四万五千人の人が就業できるじゃないか、こういうことになるわけだ。それが完全に数字が当たつておるか、当たつておらないかは私もよく検討しております。これは当局の説明によると、今一千五百人というのを公共事業で吸収されようとしておるけれども、これを減らさなければ、おそらく三倍くらいは吸収はできるんじゃないか、私はこういふふうに思ふわけだ。だから早急に緊急失対事業の第十二条、第四条は五項目までありますが、これを

○国務大臣(松野頼三君) 吸収の方法は検討していただくんですが、吸収していただくことは大賛成でありまして、従つてそれを直ちに改正すれば吸収できるといふ意見もございまして、またその条件によつてほかの方法でもできるという意見もあります。で、どちらが完全にできるかというところであつて、私の方は改正を待つてい

皆さんと同じ責任を持つておられる一つの省の方が、もう少しくればこれだけおれのところで使いたいんだと、使えるんだと、炭鉱労働者を使いますと、使つてから使えるようにしてくれと、こういうことを同じ国務大臣の中から言つておられるということなんです。そうするならば同調するよう

○委員長(加藤武徳君) 他に御質疑はございませんか。(なし)と呼ぶ者あり。御質疑もないようでありますから、社会労働・商工連合審査会は終了いたすことに御異議ございませんか。(異議なし)と呼ぶ者あり。○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。よつて連合審査会はこれで終了することに決定いたしました。本日はこれで散会いたします。午後五時三十七分散会